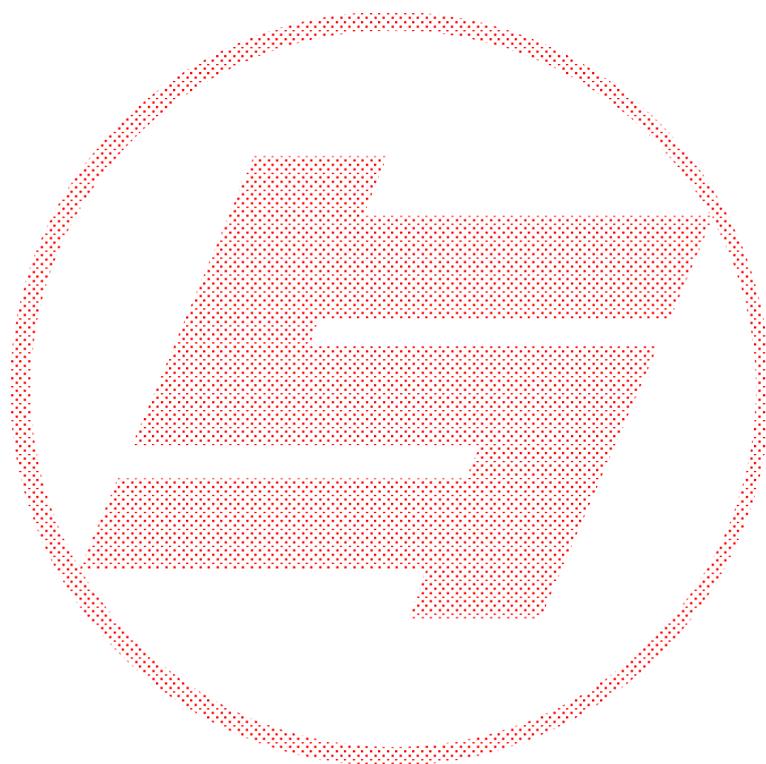


与論町地域防災計画



令和7年8月

与論町防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第2章 災害予防計画	6
第3章 災害応急対策計画	28
第4章 災害復旧計画	77

第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 災害の想定	1
第3節 町民及び事業所の基本的責務	1
1 町民	
2 事業所	
第4節 防災機関の事務又は業務の大綱	1
1 町	
2 指定行政機関	
3 指定地方行政機関	
4 自衛隊	
5 指定公共機関及びその他公共団体	
6 公共的団体の管理者	
7 その他防災上重要な施設の管理者	
第5節 防災計画の修正	4
第6節 他の法律との関係	5
第7節 防災計画の周知	5
第8節 与論町の地勢と災害概況及びその特性	5
1 地勢	
2 気象概況	
3 災害状況とその特性	
第2章 災害予防計画	6
第1節 災害防止対策	6
1 災害危険個所の調査・把握・周知	
2 各避難指示等の種類と発令基準	
第2節 災害危険地域の調査及び把握	13
1 津波及び高潮危険地域	
2 火災危険地域	

3	土砂災害警戒区域	
4	危険物施設	
第3節	防災施設及び物資の整備	19
1	水防器具資材	
2	消防施設	
3	救助用具	
4	防災行政無線施設	
5	救助物資	
第4節	訓練計画	21
1	実施責任者	
2	訓練実施の種類	
3	水防訓練計画	
4	消防訓練計画	
5	通信訓練	
6	避難訓練	
7	水難救助訓練	
8	総合防災訓練	
第5節	防災知識普及計画	23
1	実施責任者	
2	普及事項	
3	普及の方法	
第6節	自主防災組織の育成	24
1	自主防災組織の発足状況	
2	自主防災組織の活動形態	
3	自主防災組織の組織化の促進	
4	防災リーダー等の育成強化	
5	防災ボランティアの育成強化	
第7節	災害時要配慮者の避難体制の強化	25
1	地域ぐるみの避難誘導體制の確立	
2	避難指示等の伝達体制の確立	
3	災害時要配慮者の避難所等の指定・整備	
第8節	災害に強い施設等の整備	26
1	建築物の不燃化の推進	
2	道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保	
3	擁壁・ブロック塀等の工作物対策	
4	建築物災害の防止対策の推進	
5	防災研究の推進	
第3章	災害応急対策計画	28
第1節	組織動員計画	28

1	災害対策本部の設置前の初動体制	
2	災害対策本部の設置及び解散	
3	災害対策本部の組織	
4	災害対策本部の所掌事務	
5	災害対策要員の動員	
第2節	気象警報等の伝達計画	36
1	気象予警報等伝達系統図	
2	与論町に伝達される関係機関ごとの予警伝達系統	
3	警報等の受領及び伝達方法	
4	火災警報の発令、解除及び周知	
第3節	災害情報等の収集報告計画	39
1	災害情報等の収集報告計画	
2	災害情報及び被害報告の種類及び内容	
3	災害情報の収集通報	
4	3以外の災害情報の収集	
5	被害状況の調査・収集・報告	
第4節	災害通信計画	41
1	各種通信施設の利用	
2	通信途絶時における応急措置	
第5節	災害広報計画	43
1	町における広報担当班と他の対策部との連絡	
2	災害情報収集要領	
3	町民に対する広報	
4	報道機関に対する情報発表	
5	放送機関に対する災害情報の提供	
6	放送機関に対する広報の要請	
7	報道事項及び広報の内容	
第6節	ボランティアとの連携等	44
1	ボランティアの受入、支援体制	
第7節	避難計画	44
1	実施責任者	
2	避難の準備、高齢者等避難、避難指示等の基準	
3	避難指示等の実施要領	
4	避難指示等の伝達方法	
5	避難の方法	
6	避難誘導員	
7	避難所の設置	
8	避難所の開設及び管理	
9	要支援者に対する二次避難所の開設	

10	避難所運営	
11	自主避難、避難誘導等の整備	
12	小中学校児童生徒の集団避難	
第8節	水防計画	50
1	目的	
2	水防の責任者	
3	水防体制	
4	水防危険区域	
5	気象警報等の収集伝達	
6	水防管理者の措置	
第9節	消防計画	51
1	消防組織	
2	消防施設	
3	消防活動	
4	相互応援協定等に基づく消防活動	
第10節	行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画	51
1	実施責任者	
2	行方不明捜索隊の編成	
3	関係機関への通報	
4	平常時の行方不明者の捜索	
5	捜索の方法	
6	行方不明者発見後の処理収容	
7	死体の処理	
8	死体の埋葬	
9	身元不明死体の措置	
10	死体の捜索	
第11節	食料供給計画	54
1	実施責任者	
2	主食（米）の調達	
3	他の主食（パン、その他）及び副食等の調達	
4	炊出し及び食料の給与	
5	炊出し等の費用及び期間	
6	関係帳簿等の整備	
7	災害救助法による炊出し等	
8	自主避難者に対する炊出し等	
第12節	衣料生活必需品等物資供給計画	56
1	実施責任者	
2	物資の調達	
3	物資の給与及び貸与	

4	義援物資及び金品の保管及び配分	
5	災害救助法による物資の給与及び貸与	
第13節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画	56
1	実施責任者	
2	応急仮設住宅の設置	
3	被災住宅の応急修理	
4	応急仮設住宅の建設用地	
5	建設資材の調達	
6	応急仮設住宅等の戸数、規模、費用、供与期間	
第14節	給水計画	57
1	実施責任者	
2	給水対象者及び被災対象地	
3	給水方法	
4	給水施設等の応急復旧	
5	給水の費用及び期間	
6	災害救助法の基準	
第15節	応急医療及び助産計画	59
1	実施責任者	
2	医療及び助産の対象者	
3	医療及び助産の範囲	
4	医療及び助産の実施	
5	医療及び助産の期間	
6	災害救助法による医療・助産の実施	
第16節	防疫、清掃計画	60
1	防疫	
2	清掃	
第17節	障害物及び廃棄物の処理計画	62
1	実施責任者	
2	障害物及び建築廃材、がれき等の除去処分の対象	
3	除去の方法	
4	処分	
5	仮置き場	
第18節	自衛隊の災害派遣要請計画	63
1	災害派遣要請基準	
2	災害派遣要請要領	
3	災害派遣部隊の活動内容	
4	派遣部隊の受入措置	
5	経費の負担区分	
6	自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備	

7	自衛隊の自主派遣	
第19節	輸送計画	65
1	輸送方法	
2	輸送力の確保	
3	災害救助法による輸送及び賃金の基準	
第20節	文教対策計画	66
1	実施責任者	
2	応急教育対策	
3	教科書及び学用品の貸与	
4	学校給食対策	
第21節	海上流出油災害対策計画	68
1	海上流出油等災害対策本部の設置	
2	通報対策	
3	関係機関の対処措置	
第22節	地震災害対策計画	70
1	応急活動体制の確立	
2	災害対策本部設置前の初動体制	
3	与論町災害対策本部の設置	
4	町の災害対策本部の組織	
5	職員の配備体制	
6	職員の緊急動員	
7	応援協力体制	
8	地震・津波災害の発生時の初動期の応急対策	
9	地震・津波に対する自衛措置伝達	
10	災害情報・被害情報の収集・伝達	
11	広報	
12	消防活動	
13	危険物の保安対策	
14	水防・土砂災害の防水対策	
15	危険個所周辺の警戒監視・通報	
16	地震時の斜面崩落等による被害の拡大防止	
17	避難の勧告・指示・誘導	
18	救急・救助	
19	交通路確保・規制	
20	緊急輸送	
21	緊急医療	
22	災害時要配慮者への緊急支援	
第4章	災害復旧計画	77
第1節	公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	77

1	災害復旧事業等の計画策定	
2	災害復旧事業等の実施要領	
3	事業計画の種別	
第2節	激甚災害の指定	78
1	激甚災害に関する調査	
2	特別財政援助額の交付手続等	
第3節	被災者の災害復旧・復興支援	78
1	被災者の生活確保	
2	借地借家制度の特例の適用に関する事項	
3	被災者生活再建支援金の支給	
4	被災者生活支援金の支給	
5	災害弔慰金等の支給	
6	県単災害弔慰金の支給	
7	県単住宅災害見舞金の支給	
8	税の減免措置	
9	職業のあっせん等	
10	罹災証明書の交付	
第4節	被災者への融資措置	82
1	生活福祉資金（災害援護資金）	
2	災害援護資金	

第1章 総則

第1節 目的

この計画は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、与論町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関する事項を定め、計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって防災の万全を期することを目的とする。

第2節 災害の想定

この計画は、災害対策基本法第2条に定める災害のうち、特に暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波及びその他の異常な自然現象又は大規模な火事を重点とし、災害救助法適用程度の災害を想定して策定するものである。

第3節 町民及び事業所の基本的責務

本節では、与論町民（以下「町民」という。）及び事業所の基本的責務を示すものである。町民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、町が処理する防災業務について協定書（災害時における町と事業者間協定）等を適用しながら、自発的に協力するものとする。

1 町民

自らの身の安全は自ら守る「自助」、地域の安全は地域住民（以下「住民」という。）がお互いに助け合って確保する「共助」、公的機関によって提供される援助「公助」が防災の基本である。町民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、日頃から自主的に風水害、地震及び津波等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする町・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働し、町民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 事業所

事業所の事業者（管理者）は自ら防災対策を行い、従業員や顧客の安全を守りながら経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、与論町（以下「町」という。）及びその他の行政機関と連携・協働し町民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

第4節 防災機関の事務又は業務の大綱

与論町地域に係る防災に関し、町及び町の地域を管轄する指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上必要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

1 町

- (1) 与論町防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練等の災害予防対策

- (3) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (4) 災害の防御と拡大防止の対策
- (5) 罹災者の救助、医療、防疫等の救助保護
- (6) 災害時における文教、保健衛生、公安対策
- (7) 災害時における災害時対策要員の供給、斡旋
- (8) 災害時における交通輸送の確保
- (9) 被災者(産業)に対する融資等、被災者(産業)の復興対策
- (10) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (11) 被害施設の復旧
- (12) 災害対策に関する隣接町村間の相互応援協力体制(協定)
- (13) 災害予報・警報等の広報伝達及び防災知識の普及
- (14) 与論空港管理事務所
飛行場における事故、その他飛行場における事故に関する消火及び救助

2 指定行政機関

- (1) 鹿児島県大島支庁
 - ア 災害の防御と拡大の防止に関すること。
 - イ 被災した県管理施設の応急対策に関すること。
 - ウ 災害時における交通輸送の確保。
 - エ 港湾、海岸災害対策に関すること。
 - オ 港湾、海岸の高潮、津波災害予防計画に関すること。
 - カ 生活保護者等に対する支援に関すること。
 - キ 農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること。
- (2) 沖永良部警察署与論幹部派出所
 - ア 災害時における治安、交通、通信に関すること。
 - イ 災害に係る情報の収集、伝達の連絡調整に関すること。
 - ウ 災害時における行方不明者の捜索

3 指定地方行政機関

- (1) 名瀬測候所
 - ア 気象予報及び警報等の通知
 - イ 災害発生時における気象観測資料の提供
- (2) 奄美海上保安部
 - ア 船舶の遭難防止対策及び救助
 - イ 海上における行方不明者の捜索
 - ウ 海上における物資の輸送
 - エ 海上流出油等災害対策

4 自衛隊

- (1) 航空自衛隊那覇基地那覇救難隊
人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、防疫、給水等のほか災害通信の支援に関すること。

(2) 陸上自衛隊奄美駐屯地奄美警備隊

災害時における人命・財産の救援及び応急復旧活動等の支援に関すること。

5 指定公共機関及びその他公共団体

(1) 沖永良部与論地区広域事務組合与論分遣所

- ア 災害に対する予防、防御と拡大防止対策
- イ 消防機材の整備充実と訓練の実施
- ウ 災害時における人命救助対策
- エ 災害時における避難誘導対策
- オ 災害時における危険物の災害防止対策

(2) 与論救難所(日本水難救済会)

- ア 災害発生時における救援に関すること
- イ 洋上救急体制の整備及び運営に関すること
- ウ 水難救済思想の普及に関すること
- エ 内外の水難救済関係団体との連絡調整に関すること
- オ 水難救済に従事する者の訓練及び教育に関すること
- カ 水難救済に要する資器材の調達に関すること

(3) 郵便局

災害時における為替預金、簡易保険等の非常取扱い並びに資金の融通

(4) あまみ農業協同組合与論事業本部

- ア 施設等の災害予防対策
- イ 被災組合員に対する営農資金等の融資斡旋
- ウ 農作物の災害応急対策及び災害復旧に関する指導
- エ 食糧、医療等の確保及び提供

(5) 与論町漁業協同組合

漁船、施設等の災害予防対策

(6) 与論町商工会

- ア 施設等の災害予防対策
- イ 商店街の防災対策
- ウ 災害時における食糧、衣類、燃料等の確保及び提供

(7) 電力供給機関(九州電力(株)新与論発電所)

- ア 電力施設の整備と防災管理
- イ 災害時における電力供給確保
- ウ 被災施設の応急対策と災害復旧

(8) ガス供給機関(奄美大島LPガス協会与論支部)

- ア ガス供給施設の整備と防災管理
- イ 災害時におけるガス供給の確保
- ウ 被災施設の応急対策と災害復旧

(9) 燃料供給機関

災害時における燃料の確保

- (10) 電信電話（N T T）
 - 電信電話施設の防災対策及び災害非常通話の取扱い
- (11) 医療機関
 - ア 災害時における収容患者の避難誘導及び避難訓練
 - イ 被災負傷患者等の収容保護
 - ウ 災害時における医療、助産等の救助
 - エ 近隣医療機関相互間の救急体制の確立
- (12) 学校法人
 - ア 災害時における生徒の避難誘導及び避難訓練
 - イ 災害時における応急教育の対策
 - ウ 被災施設の災害復旧
- (13) 金融機関
 - 被災者に対する資金の融資及び斡旋
- (14) 水道事業所
 - ア 水道施設の整備及び防災管理
 - イ 災害時における飲料水等の確保
 - ウ 被災施設の応急対策と災害復旧
- (15) 土木・建築事業所
 - ア 災害時における応急土木・建築の対策
 - イ 被災施設、幹線道路等の災害復旧
 - ウ 災害時における土木・建築資材の確保
- 6 公共的団体の管理者
 - (1) 土地改良
 - ア 防災に備え、ため池等の整備及び防災管理
 - イ 農地及び農業施設の被害調査および災害復旧
- 7 その他の防災上重要な施設の管理者
 - (1) 宿泊施設
 - ア 災害時における宿泊者の避難誘導及び避難訓練
 - イ 災害時における施設の初期消火・通報及び消火・通報訓練
 - (2) 観光事業所
 - 災害時における観光者の避難誘導及び避難訓練
 - (3) その他の施設管理者
 - それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策

第5節 防災計画の修正

この計画は、毎年定期的に検討を加え修正するとともに、随時必要と認める理由が生じたときは、その都度速やかに修正するものとする。

第6節 他の法律との関係

この計画は、災害に対する諸対策の総合化を図るものであり、防災行政を一元化するものではない。したがって水防法、消防法、災害救助法その他の法令に特別な定めがあるものについては、当該法令の定めるところにより、その業務を処理するものとする。

第7節 防災計画の周知

この計画は、防災関係機関職員に周知を図るとともに、計画のうち必要な事項については、災害対策基本法第42条第3項の規定に基づき、町民及び地域の事業者へ周知を図るものとする。

第8節 与論町の地勢と災害概況及びその特性

1 地勢

与論町は鹿児島市から南南西 563 km の洋上にあり、北緯 27 度 2 分 40 秒、東経 128 度 25 分 2 秒に位置し、面積 20.48 km² の小島で島の東部海岸には、亜熱帯植物の繁茂する町有林があり、黒潮の海と低平な土地で海岸は珊瑚礁が沖合まで延びている。

2 気象概況

与論町は四面海に囲まれ黒潮の影響を受け、1年を通じて温暖であり、農作物の生育には恵まれた条件であるが、夏季の台風による被害が大きく、又干ばつの被害も甚だしいかたわら亜熱帯性気候で霜害を見ることがなく、年平均気温が 22.9℃、平均雨量は 1,798mm に達する。ただ暖候期には干ばつが多く、農作物生育期に來襲する台風のもたらす雨量が町民の不安を幸福に変化させることすらある。

3 災害状況とその特性

本町における気象災害のうち、特に被害の大きいのは台風災害で、住宅及び道路の決壊、田畑の畦畔の決裂、船舶の浸水又は破損等は毎年の台風ごとに相当の被害を受けている。本町は太平洋及び東シナ海に面し、海岸沿いに住家及び耕地を有する低平な土地条件のため、毎年7月から11月にかけて最も來襲回数が多く、台風に伴う暴風雨及び高潮又は塩害等が災害をもたらす原因となり被害を一層大きくしている。なお、平成24年の台風15、16、17号そして、平成25年の24号台風は観測史上最大級の風雨により、家屋や牛舎等に甚大な被害をもたらした。

また、令和6年11月8日昼、9日未明にかけて線状降水帯が相次いで発生し、24時間で594ミリの記録的な雨が降り、大雨特別警報が発表され、直ちに身の安全を確保する呼びかけが行われ、床上浸水9棟、床下浸水68棟等の甚大な被害をもたらした。

第2章 災害予防計画

第1節 災害防止対策

本町は毎年台風・豪雨等による被害や本町西方には、沖縄トラフ等による直下型地震、津波の被害が予想されることから、町民の生命・財産を守るには計画的に災害に強いまちづくりを行う必要がある。町においては、各災害警戒区域の指定はなされていないが、与論町内（以下「町内」という。）には土砂災害危険箇所や住家密集型火災危険地域、さらには道路幅員上避難路に適さない路線も多く、災害予防上必要な防災工事を実施するとともに、災害危険箇所の調査・巡視等を行い、災害予防上必要な措置をとるものとする。

1 災害危険個所の調査・把握、周知

本町は、地理・自然的条件から台風・豪雨等に襲われる頻度が高いため、土砂災害等による被害や住家の密集した低平な土地での地震・津波による災害が予想される。そのため、危険箇所の調査・把握を行い、内容を住民に周知する。災害危険箇所以外でも災害発生の可能性のある災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知するものとする。

2 各避難指示等の種類と発令基準

県及び鹿児島地方気象台から土砂災害警戒情報等が発表された場合は、町は直ちに危険箇所対象地区の自治公民館長及び住民へ避難準備・高齢者等避難開始の情報と避難指示等を防災行政無線、広報車等によって伝達を行うものとする。

(1) 避難指示等の発令基本判断基準と住民に求める行動

種 類	発 令 基 準	住民に求める行動
警戒レベル3 (高齢者等避難)	<ul style="list-style-type: none"> 発令される状況：災害のおそれあり 要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦など)等、特に避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 <p>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等及びその人の避難を支援する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい
警戒レベル4 (避難指示)	<ul style="list-style-type: none"> 発令される状況：災害のおそれ高い 通常の避難行動ができる者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始(移動段階で浸水による危険に遭遇する確率が高いため、突発的な破堤に対する一時的避難所も考慮する必要がある。)
警戒レベル5 (緊急安全確保)	<ul style="list-style-type: none"> 発令される状況：災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 命の危険 直ちに安全確保! 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。

(2) 災害別避難指示等の判断基準

※避難指示等の解除は、各警報、注意報等の解除の状況及び災害の発生状況や現場確認等を実施し、避難住民が安全に帰宅できることなどを総合的に判断して行う。

情報の入手先(高潮警報等)：鹿児島地方気象台名瀬測候所(0997-52-0375)

名瀬験潮所における潮位：第十管区海上保安部海洋情報部(099-250-9800)

諸々の気象情報：気象庁防災気象情報提供システム・全国瞬時警報システム(J-ALERT)

ア 津波災害

種 類	判 断 基 準	
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m (0.2m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1m)
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合。	3 m (1m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3m)
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3 mを超える場合。	10m超 (10m < 予想される津波の最大波の高さ)
		10m (5 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 10m)
		5 m (3 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 5m)

※ 津波災害は、別冊「与論町津波避難計画（平成 29 年 12 月策定）」により対応する。

イ 高潮被害（浸水予測対象区域）

高潮災害避難指示等の発令判断基準

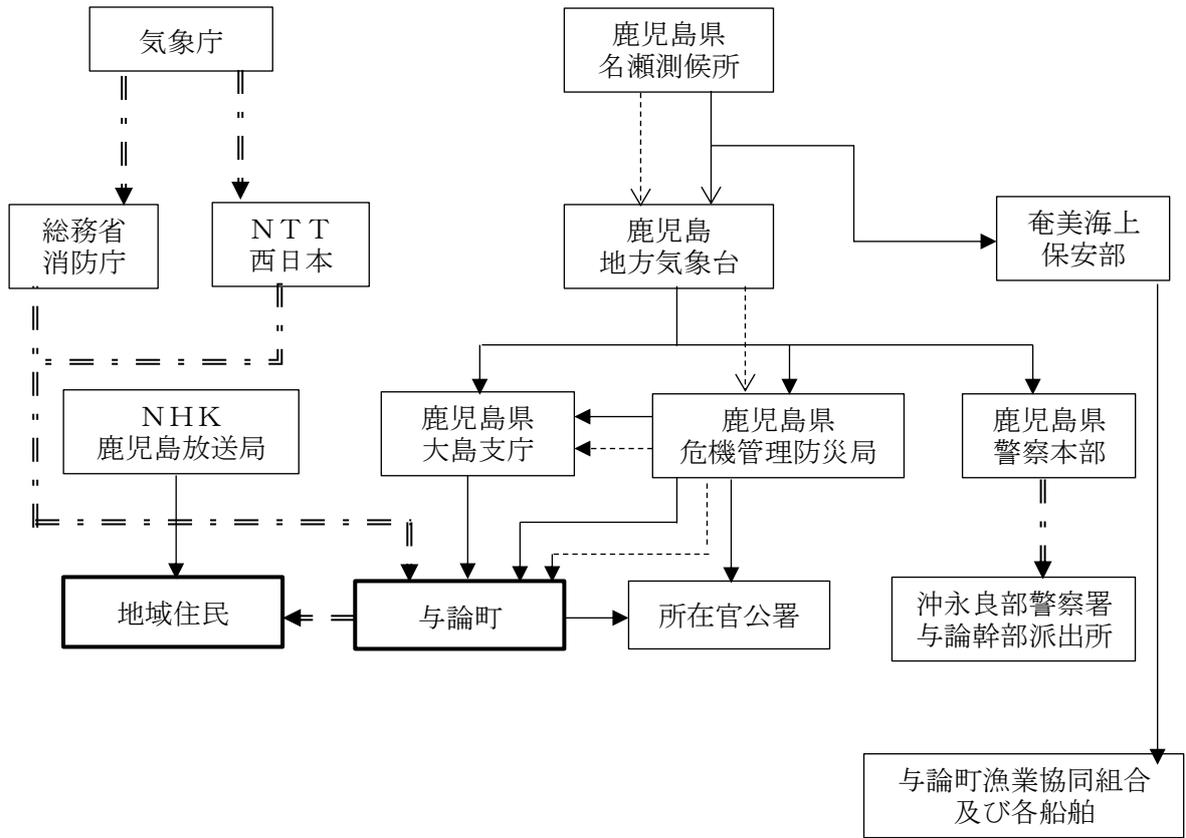
種 類	判 断 基 準
高 齢 者 等 避 難	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮注意報の発表において、警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 ・高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で台風の暴風域が町にかかる と予想されている、又は台風が町に接近することが見込まれる場合 ・「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に特別警報発表の可能性のある 旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
避 難 指 示	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 ・高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い 旨が言及され、かつ暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合
緊 急 安 全 確 保	<p>(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測される場合 ・水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報〔高潮〕)が発表 された場合 <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸堤防が倒壊した場合 ・異常な越波・越流が発生した場合 ・水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合

ウ 土砂災害

土砂災害避難指示等の発令判断基準

種 類	判 断 基 準
高 齢 者 等 避 難	<p>1 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合(※大雨警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令)</p>
避 難 指 示	<p>1 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合(※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>2 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合</p> <p>3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p> <p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>5 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合</p>
緊 急 安 全 確 保	<p>(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <p>1 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合(※大雨特別警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])となった場合</p>
解 除	<p>土砂災害警戒情報の解除、土砂災害危険度情報の発表状況、今後の気象状況、土砂災害の発生状況等を総合的に判断して行う。ただし、土砂災害が発生した箇所、前兆現象が確認された箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする</p>

●予報・警報情報の伝達系統図



- ※予防・警報情報ともに通知 (————▶)
- 警報だけ通知 (====▶)
- 火災気象通報 (-----▶)

表 1 (警報・注意報発表基準一覧表) 令和 6 年 5 月 2 3 日現在 発表官署：名瀬測候所

与論町	府県予報区		鹿児島県		
	一次細分区域		奄美地方		
	市町村等をまとめた区域		南部		
警 報	大 雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	154	
	洪 水	流域雨量指数基準			
		複合基準		—	
		指定河川洪水予報による基準		—	
	暴 風	平均風速	陸上	25m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速			
	大 雪	降雪の深さ			
	波 浪	有義波高	6.0m		
高 潮	潮位	2.6m			
注意報	大 雨	表面雨量指数基準	13		
		土壌雨量指数基準	106		
	洪 水	指定河川洪水予報による基準		—	
		流域雨量指数基準			
		複合基準		—	
	強 風	平均風速	陸上	15m/s	
			海上	15m/s	
	風 雪	平均風速			
	大 雪	降雪の深さ			
	波 浪	有義波高	2.5m		
	高 潮	潮位	1.5m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融 雪				
	濃 霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
	乾 燥	最小湿度 50%で、実効湿度 65%			
なだれ					
低 温					
霜	最低気温 5℃以下				
着氷・着雪					
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	120mm		

【特別警報の発表基準】

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合

※ 外特別警報

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける。)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)※)特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上または長周期地震動階級4)を特別警報に位置づける)

第2節 災害危険地域の調査及び把握

本計画は、津波及び高潮、火災、地すべり等の発生するおそれのある危険地域を調査把握し、災害対策の基礎とするものである。

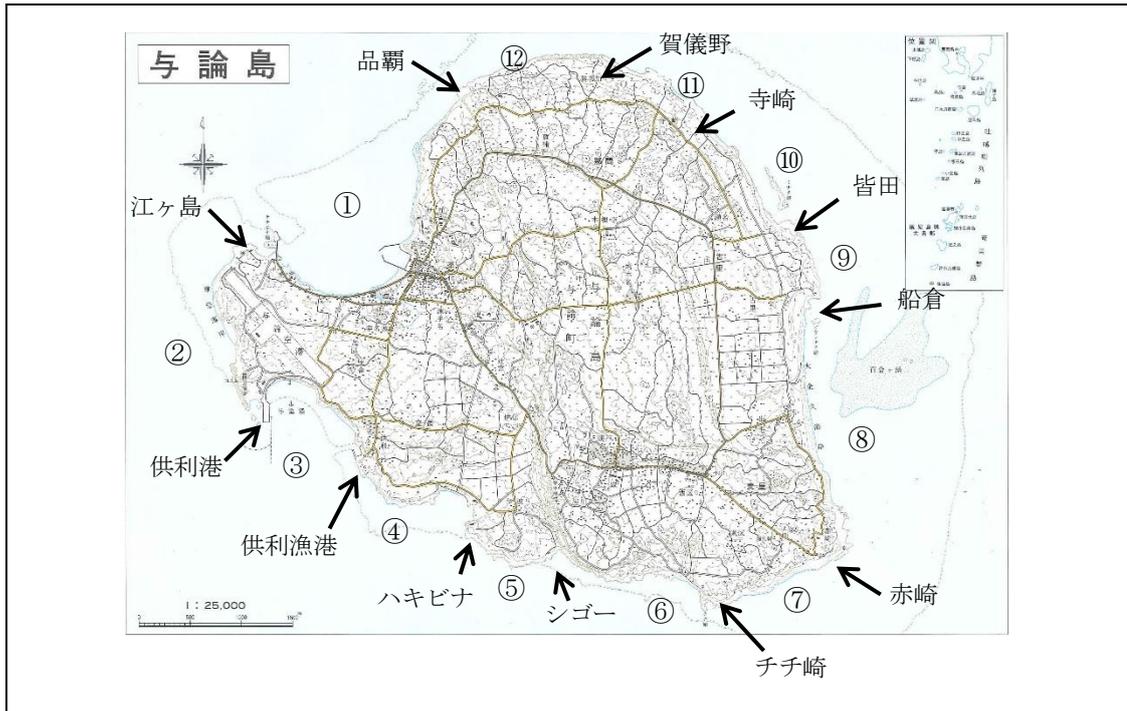
1 津波及び高潮危険地域 (想定：標高 30m未満)

(1) 町内の海岸地域における津波及び高潮の危険地域は、次のとおりである。

津波高潮危険地域

危険度：A(非常に危険) B(危険)

番号	危険地域		想定される被害			危険度
	地名区間	延長	住家	耕地	人口	
①	品覇～江ヶ島	3,800m	361戸	ha	640人	A
②	江ヶ島～供利港	2,500m	11戸	ha	18人	A
③	供利港～供利漁港	1,600m	122戸		359人	A
④	供利漁港～ハキビナ	1,800m	48戸		145人	A
⑤	ハキビナ～シゴー	1,200m	36戸		40人	A
⑥	シゴー～チ子崎	1,700m	1戸		1人	A
⑦	チ子崎～赤崎	1,400m	32戸		74人	B
⑧	赤崎～船倉	2,500m	84戸		196人	A
⑨	船倉～皆田	1,100m	55戸		145人	A
⑩	皆田～寺崎	1,600m	73戸		161人	A
⑪	寺崎～賀儀野	1,200m	30戸		83人	B
⑫	賀儀野～品覇	1,500m	66戸		135人	A
	計	21,900m	919戸		1,997人	



2 火災危険地域

町内の火災危険地域は次のとおりである。

	集落名	住家密度	戸数	人口
1	茶花	密集地	924戸	1,729人
2	立長	点在地	255戸	484人
3	城	点在地	172戸	356人
4	朝戸	点在地	173戸	310人
5	西区	点在地	145戸	281人
6	東区	点在地	320戸	578人
7	古里	点在地	188戸	342人
8	那間	点在地	350戸	677人
9	叶	点在地	114戸	216人
	計		2,641戸	4,973人

(R7. 4. 30 現在)

3 土砂災害警戒区域（急傾斜）

町内の土砂災害警戒区域（急傾斜）は次のとおりである。

土砂災害警戒区域一覧表（急傾斜） (H27. 12. 25)

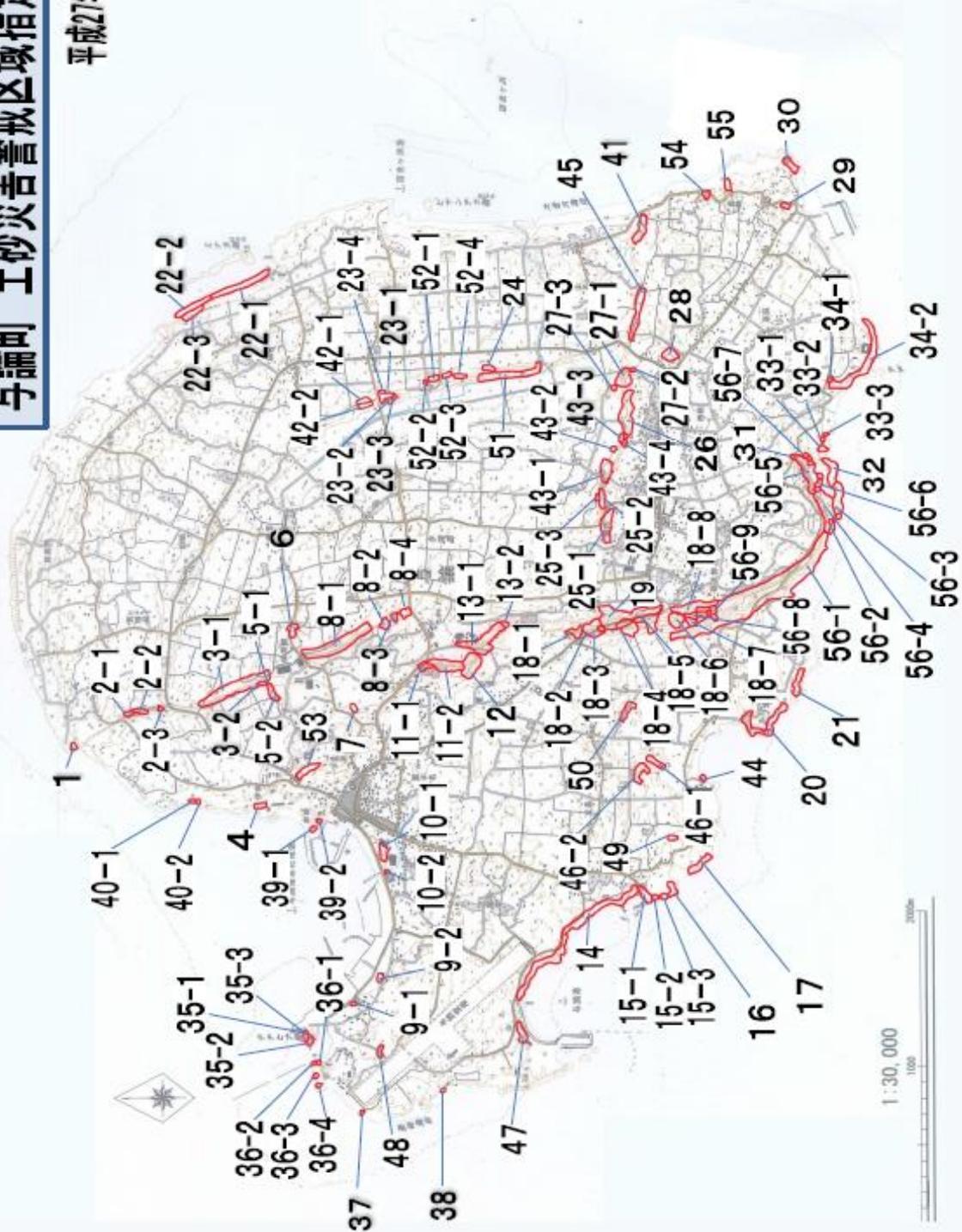
区域		大字	字	面積 (㎡)	がけ 高 (m)	区域		大字	字	面積 (㎡)	がけ 高 (m)
番号	枝番					番号	枝番				
1		那間	品 覇	527	10.0	18	1	茶花	牛 道	4,245	12.0
2	1	茶花	品 覇	1,408	7.3		2	茶花	西半田	11,682	31.0
	2	茶花	品 覇	2,431	8.4		3	茶花	西半田	1,387	10.0
	3	茶花	品 覇	643	6.2		4	立長	永種子	9,637	32.0
3	1	茶花	与舎岸	32,462	25.6		5	立長	永種子	9,563	42.0
	2	茶花	与舎岸	1,415	7.4		6	立長	秘 定	6,624	24.0
4		茶花	田 母	2,104	7.0		7	立長	長 道	6,244	24.0
5	1	茶花	与舎岸	224	6.0		8	立長	長 道	18,383	31.0
	2	茶花	与舎岸	3,569	9.0	19		茶花	西半田	31,790	36.0
6		那間	南瀬根奈	3,305	10.1	20		立長	茶 泊	13,881	17.0
7		茶花	与舎岸	360	6.0	21		立長	外伊志屋良	6,609	10.0
8	1	茶花	与舎岸	30,381	21.7	22	1	那間	皆 田	9,083	10.2
	2	茶花	前宜志	3,147	18.3		2	那間	祢桑田	6,477	11.7
	3	茶花	前宜志	1,566	13.2		3	那間	祢桑田	5,187	9.6
	4	茶花	前宜志	3,162	11.3	23	1	古里	ウキチロヲ	3,509	8.7
9	1	立長	九年母峯花	417	9.0		2	古里	ウキチロヲ	398	5.9
	2	立長	九年母峯花	642	6.0		3	古里	ウキチロヲ	326	5.4
10	1	茶花	兼 久	3,869	9.0		4	古里	ウキチロヲ	438	6.0
	2	茶花	兼久	290	7.0	24		古里	大久保	2,217	7.3
11	1	茶花	千 迫	1,461	5.0	25	1	朝戸	徳川原	10,866	16.5
	2	茶花	千 迫	15,375	19.0		2	朝戸	津 葉	4,704	11.7
12		茶花	千 迫	12,813	26.0		3	朝戸	津 葉	919	7.2
13	1	茶花	辻回り	20,196	28.0	26		朝戸	水 岩	17,279	19.0
	2	茶花	辻回り	1,299	6.0	27	1	古里	味 蔵	9,210	29.8
14		立長	荒 波	44,525	18.0		2	古里	味 蔵	431	5.8
15	1	立長	沖野部	4,900	15.0		3	古里	味 蔵	635	10.0
	2	立長	沖野部	1,257	18.0	28		麦屋	長喜志	6,437	11.4
	3	立長	沖野部	1,580	18.0	29		麦屋	赤 崎	1,502	6.2
16		立長	沖野部	3,743	14.0	30		麦屋	赤 崎	3,744	10.3
17		立長	長 崎	6,941	14.0	31		麦屋	平 瀬	841	8.2

区域		大字	字	面積 (㎡)	がけ 高 (m)
番号	枝番				
32		麦屋	知郡地	8,969	15.9
33	1	麦屋	磯道	2,649	19.3
	2	麦屋	磯道	1,437	18.0
	3	麦屋	磯道	842	13.0
34	1	麦屋	風花	1,426	8.0
	2	麦屋	風花	24,447	18.0
35	1	立長	九年母峯花	2,166	8.0
	2	立長	九年母峯花	899	8.0
	3	立長	九年母峯花	444	8.0
36	1	立長	九年母峯花	832	8.0
	2	立長	九年母峯花	1,041	7.0
	3	立長	九年母峯花	857	7.0
	4	立長	九年母峯花	435	5.0
37		立長	兼母渡口	507	9.0
38		立長	大熊兼母	864	7.0
39	1	茶花	キシントウ	891	6.0
	2	茶花	キシントウ	781	8.0
40	1	茶花	田母	827	7.0
	2	茶花	田母	451	7.0
41		麦屋	利毛界	7,744	9.7
42	1	古里	マシキナ	1,479	7.6
	2	古里	マシキナ	1,731	9.8
43	1	朝戸	半田外窪	7,432	17.6
	2	朝戸	半田外窪	880	6
	3	朝戸	岸元池	2,034	10.9
	4	朝戸	岸元池	1,082	9.8

区域		大字	字	面積 (㎡)	がけ 高 (m)
番号	枝番				
44		立長	長泊	1,310	8.0
45		麦屋	川良	13,685	10.3
46	1	立長	嘉陽	3,221	11.0
	2	立長	嘉陽	6,181	10.0
47		立長	ビドウ	5,261	10.0
48		立長	中瀬野	2,497	8.0
49		立長	向井伊伝	2,083	8.0
50		立長	北嘉陽	4,815	8.0
51		古里	カヤサク	16,256	10.9
52	1	古里	平瀬嶺	2,244	7.7
	2	古里	平瀬嶺	280	5.0
	3	古里	大久保	1,904	7.7
	4	古里	大久保	1,420	6.1
53		茶花	岸当	5,974	10.0
54		麦屋	瀬良	1,689	13.1
55		麦屋	瀬良	2,373	7.8
56	1	麦屋	前平	124,494	78.0
	2	麦屋	山志喜名	2,126	24.0
	3	麦屋	知郡地	12,112	20.0
	4	麦屋	知郡地	22,536	33.0
	5	麦屋	平瀬	18,759	25.0
	6	麦屋	平瀬	3,593	9.0
	7	麦屋	平瀬	2,314	7.0
	8	立長	長道	4,529	15.0
	9	立長	長道	3,692	28.0

与論町 土砂災害警戒区域指定位置図

平成27年12月25日 指定



4 危険物施設

町内の危険物施設は、次のとおりである。

危険物施設

施設の名称	保管場所	貯蔵取扱区分	種 別	最大量
九州電力㈱	茶花イノハ	屋外タンク貯蔵所	重油	50,000 ℓ
		一般取扱所	軽油、重油、潤滑油	7,500 ℓ
	立長兼母	屋外タンク貯蔵所	重油	1,750,000 ℓ
		屋内貯蔵所	ガソリン、灯油	850 ℓ
		一般取扱所	重油	69,720 ℓ
		移送取扱所	重油	1,000,000 ℓ
与論島製糖㈱	茶花兼久	屋外タンク貯蔵所	重油	14,794 ℓ
		屋外貯蔵所	潤滑油	21,000 ℓ
		自家給油取扱所	ガソリン、軽油	19,200 ℓ
有村商事㈱	茶花 229	移動タンク貯蔵所	ガソリン、軽・灯・重油	16,000 ℓ
	茶花金久	移動タンク貯蔵所	ガソリン、軽・灯・重油	16,000 ℓ
	立長九年母峯花	地下タンク貯蔵所	ガソリン、軽油	400,000 ℓ
		一般取扱所	ガソリン、軽油、重油	20,000 ℓ
		移送取扱所	ガソリン、軽油、重油	900,000 ℓ
		移送取扱所	重油	190,000 ℓ
㈱ムトウ	茶花牛道	屋外タンク貯蔵所	重油	10,000 ℓ
		一般取扱所	重油	3,280 ℓ
武東商事(有)	茶花牛道	屋外タンク貯蔵所	軽油	10,000 ℓ
		一般取扱所	軽油、重油	3,000 ℓ
		屋外貯蔵所	ガソリン、軽油	9,600 ℓ
	茶花 930	移動タンク貯蔵所	軽油、重油	20,000 ℓ
大島石油㈱	立長大熊兼母	屋外タンク貯蔵所	灯油	10,000 ℓ
		一般取扱所	灯油	9,900 ℓ
		移動タンク貯蔵所	灯油	24,000
竹下石油	那間 3425	屋内貯蔵所	灯油、重油	3,000
		給油取扱所	ガソリン、軽油	10,574
松村石油	立長 13-3	地下タンク貯蔵所	灯油	19,200
		屋外貯蔵所	灯油、重油	11,400
		給油取扱所	ガソリン、灯油、潤滑油	21,800 ℓ
		移動タンク貯蔵所	ガソリン、軽・灯・重油	8,000 ℓ

施設の名称	保管場所	貯蔵取扱区分	種 別	最大量
野口石油	茶花 976-3	屋外貯蔵所	灯油、重油	6,000 ℓ
		給油取扱所	ガソリン、軽油、オイル	21,800 ℓ
		移動タンク貯蔵所	軽油、灯油、重油	12,000 ℓ
農協 (JASS)	茶花 189-8	屋内貯蔵所	灯油	9,800 ℓ
		移動タンク貯蔵所	ガソリン、軽・灯・重油	8,000 ℓ
	茶花 189-3	給油取扱所	ガソリン、軽油、オイル	31,790 ℓ
吉田石油	麦屋 2577	屋外貯蔵所	軽油、灯油、重油	7,000 ℓ
	麦屋 1848	給油取扱所	ガソリン、軽油	9,600 ℓ
嶺山石油	立長 3514-8	給油取扱所	ガソリン、軽油、灯油	19,200 ℓ
川崎石油	麦屋 1801	屋外貯蔵所	灯油、重油	7,000 ℓ
	麦屋 1902	給油取扱所	ガソリン、軽・重油、オイル	21,900 ℓ
	麦屋 1800-1	移動タンク貯蔵所	軽油、灯油、重油	12,000 ℓ
与論徳洲会病院	茶花 403-1	地下タンク貯蔵所	重油	5,000 ℓ
大阪航空局	立長大熊兼母	地下タンク貯蔵所	軽油	1,000 ℓ
西日本電信電話	朝戸カナマス	地下タンク貯蔵所	軽油	2,000 ℓ
浄水場	古里 1208 番地	屋外貯蔵所	希硫酸	4 m ³

第3節 防災施設及び物資の整備

本計画は災害発生の防止及び災害拡大防止のための水防、消防救助通信施設等の整備並びに救助実施の迅速化を図るための援助物資の備蓄に関する計画である。

1 水防器具資材

水防器具資材は、次の備蓄標準数量を目標に今後整備する。

備蓄器具資材標準数量

品 名	単位	数量	品 名	単位	数量
縄(50m)	巻	10	番線	m	200
救助用ロープ(100m)	巻	5	番線カッター	丁	20
杉丸太末口 3.0寸×3.0間	本	20	鎌	丁	50
杉丸太末口 3.0寸×2.5間	本	20	鋸	丁	20
杉丸太末口 3.0寸×2.0間	本	20	斧	丁	20
杉丸太末口 3.0寸×1.0間	本	20	鍬	丁	50
照明用ライト	個	5	小槌	丁	20
チェーンソー	機	5	ペンチ	丁	10
土嚢袋	枚	250	セットハンマー	丁	10
カマス	枚	250	大ハンマー	丁	10
剣先スコップ	丁	50	ツルハシ	丁	10

2 消防施設

(1) 消防施設の現況及び整備計画

与論町の消防施設の現況は、次のとおりである

消防施設の現況

分団名	大型消防 タンク車	水槽付 ポンプ消車	ポンプ 消防車	救助資機 材搭載車	防火水槽	消火栓	団員数 (定員)
団本部							2(2)
茶花分団	1	1	1	1	29	32	23(30)
与論分団		1			25	17	20(20)
那間分団		1	1		22	19	14(20)
計	1	3	2	1	76	68	59(72)

(2) 消防施設の整備

消防庁通達で定められている「消防力の基準」に基づいて消防施設の整備を図るものとする。

3 救助用具

(1) 救助用具の概況

与論町が所有する救助用具の概況は、次のとおりである。

保管場所	メガホン	トビグチ	ハシゴ	救命胴衣	担架	照明灯	発電機
本部				30			
茶花分団	1	5	1		1	1	1
与論分団	1	5	1		1	1	1
那間分団	1	5	1		1	1	1

(2) 救助用具の整備

必要に応じて逐次保有数の増加を図るものとする。

4 防災行政無線施設

(1) 無線施設の現況

平成20年度中山間地域総合整備事業（情報基礎施設）で整備済

基地局 砂美地来館

中継局 沖永良部与論地区広域事務組合 与論消防分遣所

野外拡声器 各自治公民館9基 その他28基 合計37基

全国瞬時警報システム（J-ALERT）

(2) 防災行政無線施設の整備

町における防災行政無線施設は、民生の安定と福祉の向上に貢献し、防災対策上重要な役割を果たしている。災害時には情報の伝達を敏速に行い、町の行政にとって必要不可欠な設備である。

現在、各家庭に配備している戸別受信機（防災行政ラジオ）は、2011年（平成23年）4月に全戸に配備してあるが、一部の地域で受信が悪く再度調整依頼の問い合わせを受け、難聴世帯の調査を行い、室内・外アンテナ設置等を行い、難聴世帯を解消すべく対

処・改善に努めている。また、転入・新規世帯等の増で未配備の無いように整備を行う計画である。

5 救助物資

(1) 救助用物資の備蓄計画

必要に応じて備蓄を図るものとする。

(2) 救助用物資の備蓄

災害により備蓄物資の払出しを行った時は、次の災害発生前までに補充を完了するものとする。

また、基準数量以上の整備拡充については災害の実態と照らし、今後必要によりその整備を図るものとする。

第4節 訓練計画

本計画は、災害応急対策の迅速確実な実施を期するため、平素における必要な訓練実施の計画である。

1 実施責任者

災害応急対策の実施責任者及び各機関の長が実施するものとする。

2 訓練実施の種類

訓練実施責任者が実施する訓練の種類は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 水防訓練
- (2) 消防訓練
- (3) 通信訓練（通報連絡等）
- (4) 避難訓練
- (5) 水難救助訓練
- (6) 総合防災訓練
- (7) その他必要な訓練（図上訓練等）

3 水防訓練計画

水防訓練を次の大綱に基づき、その都度実施要領を定め実施するものとする。

(1) 訓練内容

- ア 観測（水位、雨量）を的確に把握する訓練
- イ 通報（電話、無線）訓練
- ウ 動員（消防団の動員、住民の動員）訓練
- エ 輸送（資・器材、人員）訓練
- オ 避難誘導、救助・救護訓練
- カ 工法（各水防工法）訓練
- キ その他必要な訓練

(2) 訓練実施時期

訓練実施は、おおむね年1回とし適当な時期に行うものとする。

(3) 訓練実施場所

訓練実施場所は、町内各集落の訓練効果のある場所とする。

4 消防訓練計画

消防団員の消防教育訓練をおおむね次により、実施するものとする。

(1) 学校教育

消防団員の学校教育については、毎年県消防学校に委託して実施するものとする。

(2) 服務、規律、一般教養等の講習及び訓練

消防団員の服務、規律、一般教養等の講習及び訓練については、県消防学校に委託実施又は消防団幹部及び消防吏員等連携を図りながら、年1回以上適当な時期に実施する。

(3) 消防訓練

消防団員の消防訓練は、おおむね次により実施するものとする。また、与論分遣所との連携を図るため、合同訓練を実施するものとする。

ア 消防機械・器具等の取扱い訓練

イ 出動・非常召集訓練

ウ 放水・中継訓練

エ 飛び火警戒訓練

オ 通信、通信伝達訓練

カ 避難誘導・救助・救護訓練

キ 破壊消防訓練

ク 応急処置・救急救命訓練

ケ その他の必要な訓練

(4) 教育訓練の時期

消防訓練については、年3回、大火災危険区域を主とした訓練効果の最も著しい地域、時期を選定して実施する。

5 通信訓練

与論町長(以下「町長」という。)は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における町内の災害情報の通信連絡及び各種対策の指示等の通信訓練を災害発生前の最も効果的な時期に実施するものとする。

6 避難訓練

(1) 町長は、住民を対象とした各種災害の避難訓練を実施するものとする。

(2) 教育委員会及び各学校長は、各々定める避難計画に基づき、児童生徒の避難訓練を実施するものとする。

(3) 町長は、社会福祉施設、病院、旅館、娯楽施設等不特定多数の人が集合・居住する施設の所有者又は管理者に対し、避難計画の樹立と避難訓練実施について指導を行い、施設の所有者又は管理者は避難計画に基づき、避難訓練を実施するものとする。

7 水難救助訓練

町長は、与論救難所、消防団及び関係機関を対象に水難救助訓練を災害発生時期の最も効果的な時期に実施するものとする。

8 総合防災訓練

町長は次の大綱に基づき、その都度防災総合訓練計画を定め、関係機関の協力を得て総合防災訓練を実施するものとする。

- (1) 訓練参加機関
 - ア 与論町
 - イ 大島支庁沖永良部事務所(与論町駐在)
 - ウ 与論幹部派出所
 - エ 与論分遣所
 - オ 与論町消防団
 - カ 与論町商工会
 - キ 与論ガス
 - ク 九州電力(株)新与論発電所
 - ケ 与論町社会福祉協議会
 - コ 与論町地域女性連絡協議会
 - サ 医療機関
 - シ 危険物安全協会
- (2) 訓練内容
 - ア 消防訓練
 - イ 通信訓練
 - ウ 水防訓練
 - エ 避難訓練
 - オ 救助訓練
 - カ 情報伝達訓練
 - キ 警戒訓練
 - ク 炊き出し訓練
 - ケ 災害時要援護者保護訓練
 - コ その他の必要な訓練

第5節 防災知識普及計画

本計画は、防災関係機関職員及び一般住民に対し、災害予防又は災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施に資するものである。

1 実施責任者

防災知識の普及は、災害予防又は災害応急措置の実施責任者及び関係機関団体が、それぞれ普及を要する事項について行う。

2 普及事項

普及徹底を要する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 火災予防に関すること。
- (2) 気象予報、警報及び情報等の種別と対策に関すること。
- (3) 台風及び地震等の災害時に関すること。
- (4) 避難指示等の伝達及び避難実施に関すること。
- (5) 災害対策の組織、編成、分掌事務に関すること。
- (6) 災害の調査、報告の要領、連絡方法に関すること。

- (7) 農作物の災害予防措置に関する事。
- (8) 災害危険地域の指定に関する事。
- (9) 応急対策で住民への周知に関する事。
- (10) その他

3 普及の方法

防災知識の普及は、おおむね次の媒体を利用し、実施するものとする。

- (1) 広報誌及びその他刊行物(チラシ、ポスター等)
- (2) 防災行政無線
- (3) 広報車の巡回
- (4) 消防関係機関講習会等による住民への普及
- (5) 各自治公民館防災会による住民への普及
- (6) その他

第6節 自主防災組織の育成

災害が広域にわたる場合、防災機関のみで対処することは困難になることが予想される。このような事態において、災害による被害の防止又は軽減を図るには地域住民の自主的な防災活動として住民自ら出火防止、初期消火、救出救避難等を行うことが必要である。したがって平常時から地域住民により、その地域の実情に応じた自主的な防災組織を設立し、災害時を予想した訓練を積み重ねる必要があることから、自主防災組織の育成を図るものである。

1 自主防災組織の発足状況

本町における自主防災組織数は、現在9集落中9集落において結成されている。自治公民館を主体とした自主防災会を発足させ、地域住民の一人ひとりが「自分たちの地域と自らの命は自分たちで守る」という防災意識を高め、「自助」と「共助」の下、防災・避難訓練を積極的に行う必要がある。

2 自主防災組織の活動形態

(1) 平常時

- ア 自治公民館自主防災会の防災会議において、防災組織の普及活動
- イ 地域に適応した自主的な訓練の実施
- ウ 火気使用器具等の点検
- エ 地域の危険箇所の点検と災害時の要援護者の確認
- オ 防災資機材の備蓄

(2) 災害時

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 避難誘導
- エ 救出及び救護
- オ 食糧、飲料水の確保と炊き出し

3 自主防災組織の組織化の促進

自主防災組織の組織化については、各自治公民館等を主体として促進する。

4 防災リーダー等の育成強化

地域の防災活動の担い手として、若年層が自主防災組織等の活動に参加しているという状況はあまり見られない。このことから今後、地域の防災活動をさらに魅力と活力あるものにし、これらの層の地域防災活動への参画を推進するとともに、地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう積極的に創意・工夫していく。

5 防災ボランティアの育成強化

風水害等の大規模災害時においては、個人のほか専門ボランティア等の組織が消火、救助、緊急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平素から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

(1) 町及び関係機関等における連携体制の整備

町及び関係機関等においては、災害時におけるボランティア活動が安全かつ迅速に行われるよう活動環境の整備を図るため、次の取り組みを行う。

ア ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

町は、住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速に行われるように必要な知識を普及する。

イ ボランティアの登録・把握

町は、町社会福祉協議会、日本赤十字社鹿児島県支部与論町分区、その他のボランティア関係団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に被災地において、救援活動を行うボランティア活動拠点の確保についても配慮するものとする。

第7節 災害時要配慮者の避難体制の強化

高齢者、障害者、知的障害者、病人等のうち自ら避難することが困難な方についての災害時避難行動要支援者の避難については、次の点に留意し、県が作成した「市町村要配慮者の避難支援モデルプラン」を参考にして、「町災害時要配慮者避難支援プラン」を作成し、災害時避難行動要支援者の保護者、民生委員、福祉事務所、自主防災組織、消防関係機関、与論町地域包括支援センター等と連携・協力を図りながら、町の避難支援の定めるところにより、地域の実情に応じた災害時要配慮者（災害時避難行動要支援者）台帳を作成し、避難支援体制の整備に取り組むものとする。

1 地域ぐるみの避難誘導體制の確立

町長は、災害時要配慮者が避難するに当たっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法について、事前に具体的に定めておくものとする。

2 避難指示等の伝達体制の確立

町長は、平素から災害時要配慮者の掌握に努めるとともに、避難指示等が確実に伝達できる手段方法を事前に定めておく。

3 災害時要配慮者の避難所等の指定・整備

避難所の設定に当たっては、地域の災害時要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

なお、避難所においては高齢者や身体障害者等の介護等に必要な設備についても、十分配慮するものとする。

第8節 災害に強い施設等の整備

1 建築物の不燃化の推進

(1) 不燃耐震性建造物の建築促進

建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、耐火建築物等の建築を促進する。特に商業地域については、不燃化の促進を図る。

(2) 公共建築物の耐震、不燃化対策

町所有の公共建築物は、順次不燃化を図るとともに、新築は努めて耐火建築物とする。また、避難所に指定してある公共建築物は耐震化を図る必要がある。

(3) 消防水利等の整備

町は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、火災に対応できるよう各種事業により町内の消防水利の整備を推進する

(4) 火災予防

町は、沖永良部与論地区広域事務組合（与論分遣所）に対し、沖永良部与論地区広域事務組合火災予防査察規定に基づく査察の実施を依頼するほか、講習会その他防災行事を通じて防火思想の普及高揚を図る。

2 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

(1) 道路の整備（延焼遮断帯機能確保）

道路は、町民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、風水害等の災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を發揮するほか、火災に際して、延焼遮断帯としての機能を發揮する。

このため、町は災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急、輸送道路及び消防活動困難区域の解消に努めるとともに、町内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

(2) 公園・緑地・空地等の整備・確保

町は、公園・緑地・空地等を計画的に配置・整備し、避難地や震災時の瓦礫等一時保管地等としての機能を強化する。

3 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

(1) 擁壁の安全化

町は、道路部に擁壁を設置する場合には道路防災点検等を行い、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講じる。また、宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

(2) ブロック塀等の安全化

町は、パンフレットの配布や年1回、建築物防災週間において、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について

指導するとともに、引き続きブロック塀等の安全化指導や修繕、補強等の改修指導を行う。

4 建築物災害の防止対策の推進

(1) 公共施設等の安全性の確保

町は、庁舎、学校、公民館、公営住宅等の所管施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の安全性の確保を図る。

(2) 重要防災基幹施設の安全性の確保

庁舎（出先施設を含む。）、消防等の防災機関の施設、学校、公民館などの重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることが多い。

このため、災害時にこれらの施設の機能を確保・保持できるような安全性の確保を行う。

5 防災研究の推進

(1) 地域危険度の調査研究

町は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップ、標高（海拔）掲示板等の作成に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織動員計画

本計画は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、応急対策を実施するための災害対策本部の設置、組織編成、事務分掌及び災害対策要員の動員並びに関係機関との連携等について定めるものである。

1 災害対策本部の設置前の初動体制

(1) 情報連絡体制の確立

町に各種の気象警報が発表されたときは、気象状況や災害発生時の状況について情報を収集するため、総務企画課職員による情報連絡体制を確立する。

(2) 災害警戒本部の設置

ア 次に掲げる場合には、災害対策本部設置前の段階として、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害警戒体制をとるものとする。

(ア) 台風接近に伴い、風速25m以上の暴風域に入ると予想されたとき。

(イ) 大雨洪水警報が発表されたとき。

(ウ) 震度4以上の地震が発生したとき。

(エ) 長時間のゆっくりとした揺れを感じたとき。

(オ) 津波警報が発表されたとき。

(カ) その他災害の発生が予想される気象警報が発表されたとき。

イ 設置場所

警戒本部設置場所は、災害に応じ役場内若しくは防災センター内に置くものとするが、震度4以上の地震が発生したときや、津波警報が発表されたときには、防災センター内に置く。

ウ 警戒本部に災害警戒本部長を置き、本部長は総務企画課長をもって充て、その指揮の下に必要な職員が災害の警戒に当たる。

エ 警戒本部は、次の業務を遂行する。

(ア) 災害対策本部開設のための準備作業

(イ) 災害情報の収集・伝達

(ウ) 住民の自主避難への対応

(エ) 災害の発生するおそれがなくなったと認めるとき、又は災害対策本部を設置したときは警戒本部を解散する。

2 災害対策本部の設置及び解散

(1) 災害対策本部の設置

ア 災害対策本部（以下「本部」という。）は、次に掲げる場合、設置するものとする。

(ア) 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。

(イ) 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を要すると認められるとき。

(ウ) 震度6弱以上の地震が発生したとき。

(エ) 津波が発生したとき。

イ 設置場所

本部設置場所は、災害に応じ役場内若しくは防災センター内に置く。

ウ 解散

災害応急対策をおおむね終了し、又は災害発生のおそれなくなり本部による対策実施の必要がなくなつたと認めるときは本部を解散する。

エ 設置と解散の連絡（対策本部）

本部を設置し、又は解散したときは、県（危機管理防災局災害対策課・大島支庁総務企画課）、関係機関、住民に対し次により通知し公表するものとする。

通知又は公表先	担 当 部 ・ 班	通知 又は 公表の方法
各 対 策 部	対策本部 庶務班	庁内放送、電話その他迅速な方法
関 係 機 関	〃	電話、F A X、メール、その他迅速な方法
一 般 住 民	〃	防災行政無線、広報・消防車両

3 災害対策本部の組織

(1) 本部に対策本部長（以下「本部長」という。）及び対策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、本部長は町長を、副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。

なお、町長に事故や不測の事態があった場合は副町長、教育長及び及びあらかじめ指定された課長の順で職務を代理する。

(2) 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び各対策部長をもって編成する。

(3) 災害対策本部の編成は、別表第1のとおり。

(4) 災害対策本部の要員は、町の職員（各委員会及び各事務局を含む。）をもって充てる。

4 災害対策本部の所掌事務

(1) 本部会議において協議すべき事項は、次のとおりとする

ア 災害予防及び災害応急対策の実施に関する重要な事項

イ その他本部長が必要と認める事項

(2) 各対策部の所掌事務は、別表第2に掲げるとおりとする。

5 災害対策要員の動員

(1) 災害対策本部要員の数

ア 災害の規模に応じ、配備の段階を第1配備から第3配備までに区分し、配備の指定はおおむね次の基準により、その都度本部長が行うものとする。

配備呼称	内容指示	配 備 時 期	配 備 内 容
第1配備	注 意	強風、洪水、大雨、高潮、津波、波浪等に関する注意報及び警報が発令され、災害が発生すると予想されるとき。	気象予報警報及び災害情報等の収集並びに第2配備以降の動員体制確保その他災害応急対策の準備に関し、必要な数の対策要員を配備する。
第2配備	警 戒	暴風、大雨洪水、高潮、津波、波浪等に関する警報が発令さ	極地的な災害応急対策に対処し得る要員を確保する。避難者

		れ、災害が発生すると予想されるとき又は極地的な災害が突発したとき。	を一時的に収容確保できる程度の対策要員を配備する。
第3 配備	非常警戒	町内全域にわたって、風水害、大地震等の災害が発生し、被害が甚大と予想されるとき、又は町内全域にわたり、甚大な被害が突発したとき。	町内全域にわたる災害応急対策を行えるよう安全対策要員を配備し、若しくは常時配備できるよう待機体制をとる。

イ 各対策部の配備要員の数は、別表第3表に掲げるとおりとし、配備の際は、その職員名を対策部ごと本部に報告（与論町災害対策本部設置要綱（昭和39年訓令第1号）別記第1号様式）するものとする。

（2） 動員の方法

ア 災害発生のおそれのある場合の動員

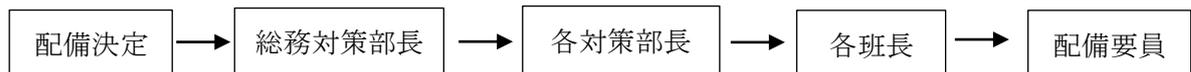
（ア） 勤務時間外において、宿日直（夜警）職員が気象警報及び災害発生のおそれのある異常現象発生等の通報を受理したとき、又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに総務企画課長及び関係課長に連絡するものとする。

（イ） 上記（ア）の通報を受けた総務企画課長及び関係課長は、必要に応じ所属職員を所定の系統により動員し、警報の伝達、情報収集及びその他応急対策実施の体制をとるものとする。

イ 本部が設置された場合の動員

（ア） 各対策部長は、退庁後における各班長、配備要員に対する連絡方法を定めておくものとする。

（イ） 勤務時間外における配備要員は、次の系統により行うものとする。



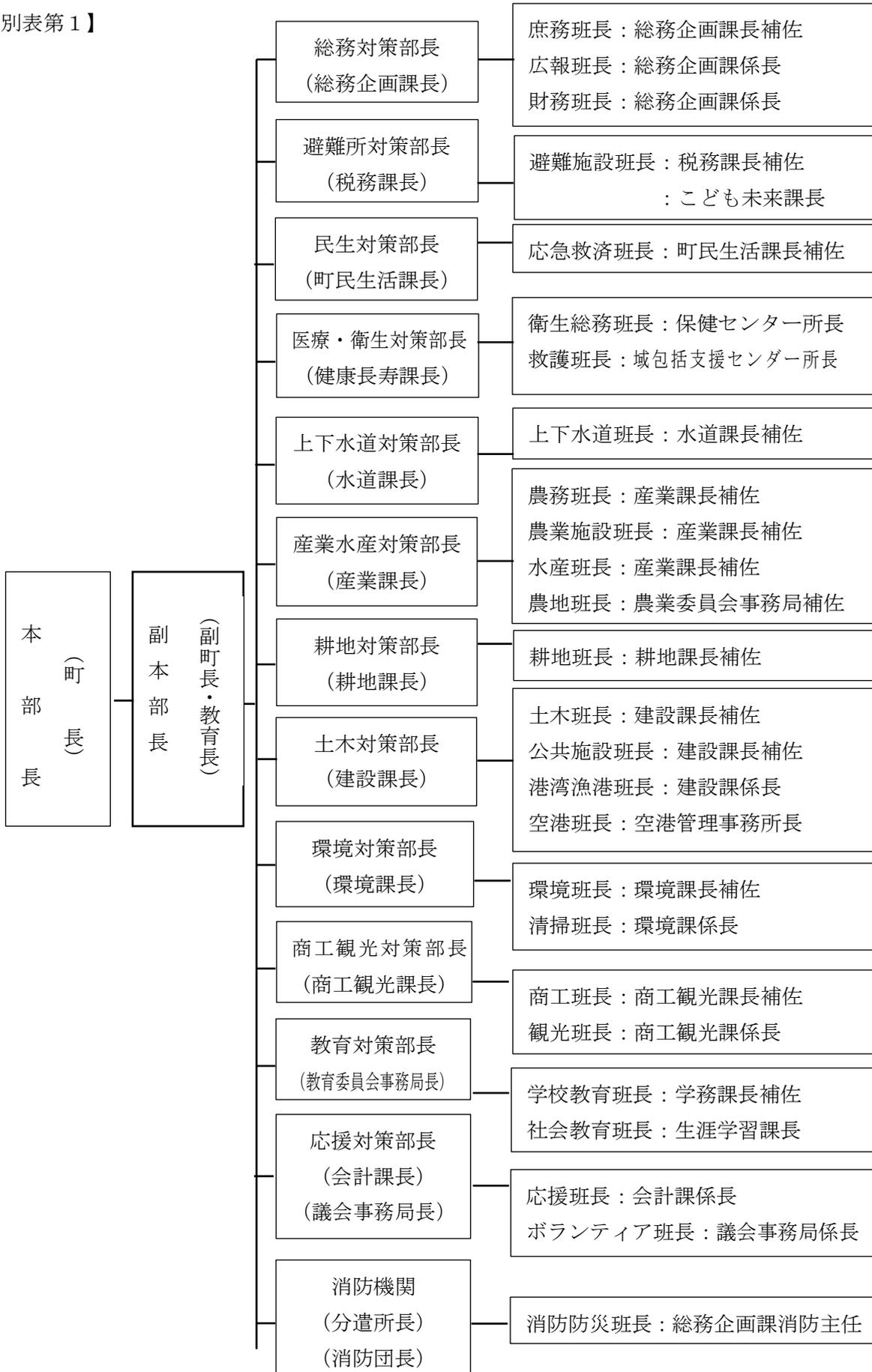
（ウ） 非常連絡員

各対策部長は、所属の班長及び配備要員の動員を円滑に行うため、対策部に正と副の2名を非常連絡員としておくものとする。各対策部の非常連絡員は、その他添付書類の災害時非常連絡員名簿によるものとする。

（エ） 非常登庁

職員は勤務時間外において、災害の発生又は災害が発生するおそれのあることを知ったときは、進んで所属課長と連絡をとり、自らの判断により登庁するものとする。

【別表第1】



【別表第2】

対策部（班）別 所掌事務及び配備要員

部名	班名	所掌事務	配備要員
総務対策部	庶務班	1. 本会議に関すること 2. 町防災会議及び関係機関との連絡調整に関すること 3. 各対策部及び関係機関情報の収集、連絡に関すること 4. 自衛隊派遣要請に関すること 5. 本部長が特に命じたこと 6. 本部長と副本部長の秘書に関すること 7. 配備要員に関すること 8. 公民館等の避難場所の開設に関すること 9. 災害調査に関すること 10. 災害調書の作成及び県への報告に関すること 11. 車両配備に関すること	総務企画課
	広報班	1. 広報に関すること 2. 災害記録に関すること 3. 避難所情報開示に関すること	
	財務班	1. 町有財産の災害調査に関すること 2. 災害時における施設機材の利用に関すること 3. 災害対策に必要な予算経理に関すること	
避対難策所部	避難施設班	1. 避難所の管理運営に関すること 2. 災害時における食糧対策に関すること 3. 非常物資及び応急食糧の調達に関すること 4. 避難所での炊き出し、衛生管理に関すること	税務課 こども未来課
民生対策部	応急救済班	1. 災害救助法に基づく諸対策に関すること 2. 被災者の救済に関すること 3. 災害住宅資金の融資に関すること 4. 物資給与、支援金等、物資等受入、管理に関すること 5. 義援金配分委員会に関すること	町民生活課
医療・衛生対策部	衛生総務班	1. 衛生対策に関すること 2. 衛生関係等の災害調査書の作成及び県への報告に関すること 3. 災害防疫及び衛生維持に関すること 4. 伝染病その他の災害調査に関すること 5. 災害用医薬品及び災害対策資材に関すること	健康長寿課 地域包括支援センター 保健センター
	救護班	1. 医療に関すること 2. 医療機関との連絡に関すること 3. 災害時要援護者に関すること	

対策部名	班名	所掌事務	配備要員
		<ul style="list-style-type: none"> 4. 災害救護事務に関する事 5. 救護体制に関する事 6. 災害時避難福祉施設に関する事 	
上対下策水道部	上下水道班	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害時における応急給水の確保に関する事 2. 上下水道の災害調査報告に関する事 3. 災害時における上下水道施設及びその他の施設の衛生維持に関する事 	水道課
産業水産対策部	農務班	<ul style="list-style-type: none"> 1. 農林対策に関する事 2. 農林関係等の災害調書の作成及び県への報告に関する事 3. 農協等の関係機関との連絡に関する事 	産業課
	農業施設班	<ul style="list-style-type: none"> 1. 農業施設災害調査に関する事 2. 農業施設等の災害調書の作成及び県への報告に関する事 	
	水産班	<ul style="list-style-type: none"> 1. 水産対策に関する事 2. 水産関係等の災害調書の作成及び県への報告に関する事 3. 漁協等の関係機関との連絡に関する事 	
	農地班	<ul style="list-style-type: none"> 1. 農地利用に関する事 	農業委員会
耕対地策部	耕地班	<ul style="list-style-type: none"> 1. 農地及び農業用施設（ため池、水路、畑かん）等の災害調査の作成及び県への報告に関する事 	耕地課
土木対策部	土木班	<ul style="list-style-type: none"> 1. 土木対策総括に関する事 2. 非常用物資等の輸送道路の確保に関する事 3. 土木関係の災害調書の作成及び県への報告に関する事 4. 土木災害の情報収集に関する事 5. 水防及び崖崩れ等の警戒巡視に関する事 6. 土木災害の復旧に関する事 	建設課
	公共施設班	<ul style="list-style-type: none"> 1. 建築関係の災害調書の報告並びに応急対策に関する事 2. 応急仮設住宅等の建築に関する事 3. 公共施設の災害対策に関する事 	

対策部名	班名	所掌事務	配備要員
土木対策部	港湾漁港班	1. 港湾、漁港の災害調査及び安全管理に関すること	建設課
	空港班	1. 空港災害対策に関すること 2. 空港関係の災害調書の作成及び県への報告に関すること 3. 緊急航路及び空輸路の確保に関すること	空港管理事務所
環境対策部	環境班	1. 環境対策に関すること 2. 廃棄物処理、保管及び施設に関すること 3. 生活排水対策に関すること 4. がれき等の処理に関すること	環境課
商工観光対策部	商工班	1. 商工対策に関すること 2. 商工関係等の災害調書の作成及び県への報告に関すること 3. 災害商工施設等の融資に関すること	商工観光課
	観光班	1. 観光対策に関すること 2. 観光施設の災害調査及び報告に関すること 3. 観光業等の関係機関との連絡に関すること 4. 観光客の安全確保に関すること	
教育対策部	学校教育班	1. 学校、社会施設等の災害調書の作成及び報告に関すること 2. 学校及び関係機関との連絡に関すること 3. 学校施設等の避難所開設に関すること	教育委員会 学務課 生涯学習課
	社会教育班	1. 社会教育施設等の災害調査に関すること 2. 社会教育施設の避難所開設に関すること	
応急対策部	応援班	1. 特に応援を求められたこと 2. 災害、復旧時の重機等の確保(経費等)に関すること	会計課 議会事務局
	ボランティア班	1. 応援の受入体策に関すること 2. ボランティアの受入体策に関すること	
消防機関	消防防災班	1. 災害時の消防及び水防に関すること 2. 救助及び捜索に関すること 3. 避難誘導に関すること 4. 災害時応急道路の確保に関すること	与論分遣所 消防団

【別表第3】

本部の配備要員

対策部名	対策班	第1配備数	第2配備数	第3配備数	対応課局
総務対策部	庶務班	1	2	全 員	総務企画課
	広報班	1	2		
	財務班	1	2		
避難所対策部	避難施設班	1	2	全 員	税務課 こども未来課
民生対策部	応急救済班	1	2	全 員	町民生活課
医療・ 衛生対策部	衛生総務班	1	2	全 員	健康長寿課 地域包括支援センター 保健センター
	救護班	1	2	全 員	
上下水道対策部	上下水道班	1	2	全 員	水道課
産業水産対策部	農務班	1	2	全 員	産業課
	農業施設班	1	2		
	水産班	1	2		
	農地班	1	2	全 員	農業委員会
耕地対策部	耕地班	1	2	全 員	耕地課
土木対策部	土木班	1	2	全 員	建設課
	公共施設班	1	2		
	港湾漁港班	1	2		
	空港班	1	2	全 員	空港管理事務所
環境対策部	環境班	1	2	全 員	環境課
商工観光対策部	商工班	1	2	全 員	商工観光課
	観光班	1	2		
教育対策部	学校教育班	1	2	全 員	教育委員会
	社会教育班	1	2		
応援対策部	応援班	1	2	全 員	会計課 議会事務局
	ボランティア班	1	2		
消防機関	消防防災班	1	必要分団	全分団	消防団・分遣所

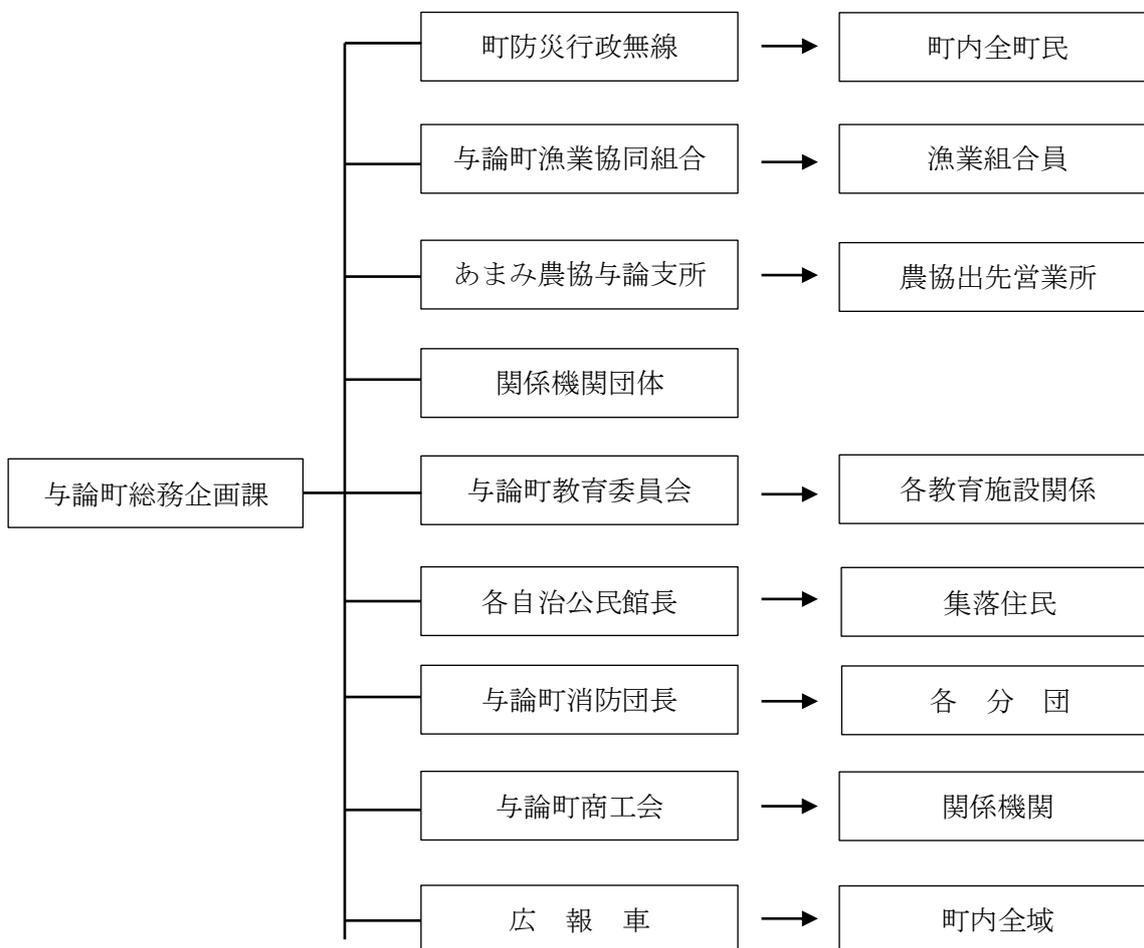
※ 第1～第2配備数は目安であり、災害別により配備数を決定する。

第2節 気象警報等の伝達計画

本計画は、災害発生に関係ある気象予報及び警報等の収集伝達通報の系統及び要員等を定めて、情報収集伝達実施の迅速確実を図り、災害発生の防止を期するものである。

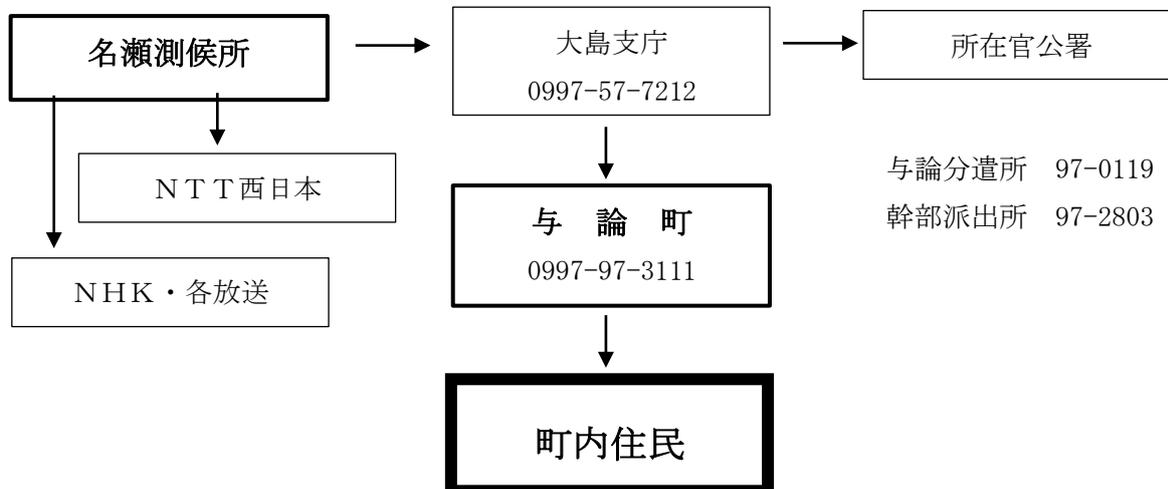
1 気象予警報等伝達系統図

(1) 本町における伝達系統図

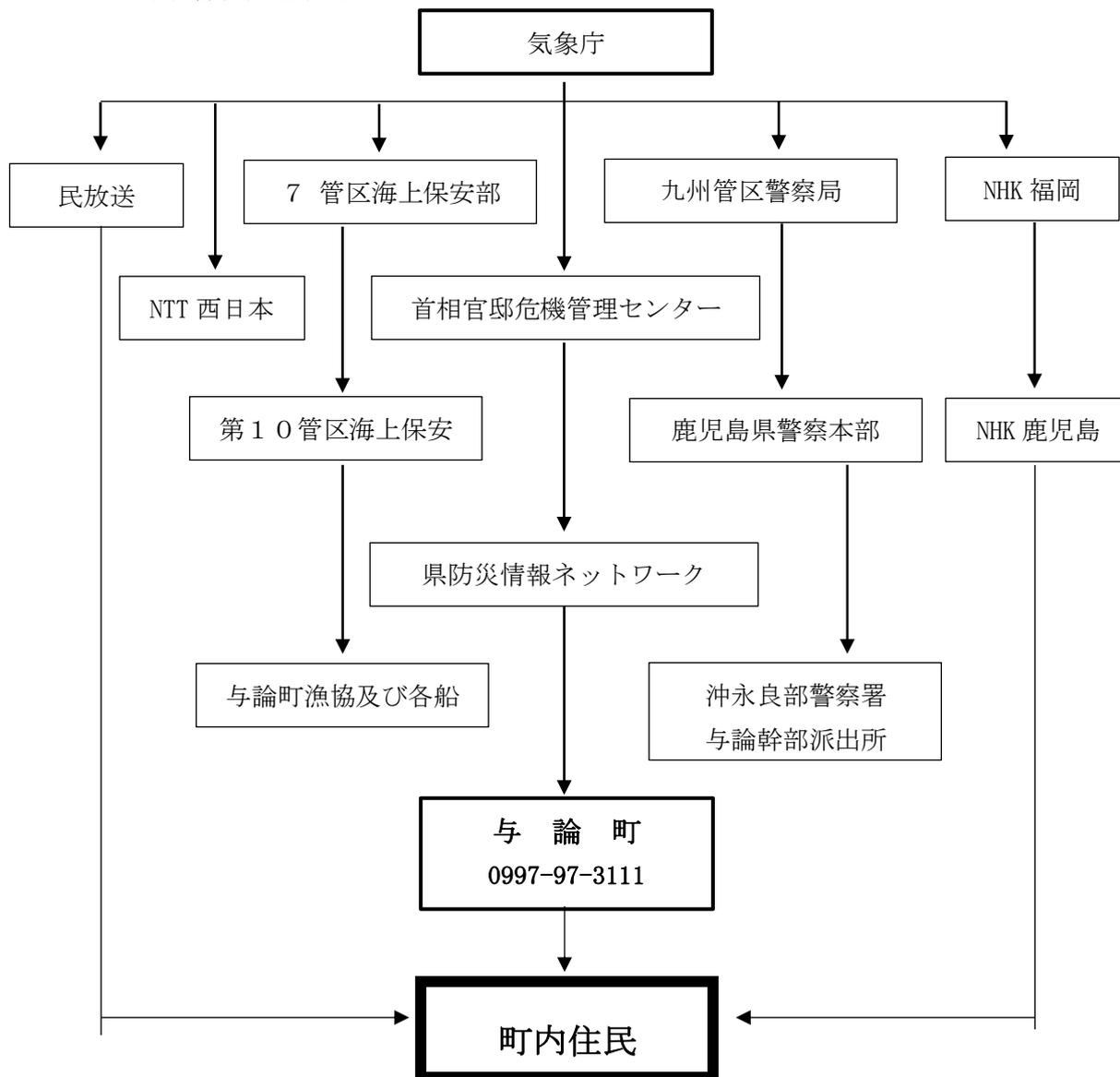


2 与論町に伝達される関係機関ごとの予警報伝達系統

(1) 気象予警報等伝達系統



(2) 津波警報伝達系統



3 警報時の受領及び伝達方法

- (1) 関係機関から通報される警報等は、総務企画課が受領伝達する。勤務時間外は宿日直員が受領することとし、総務企画課における受領担当員（伝達担当員を兼ねる。）は、次のとおりとする。

正 職 名	総務企画課長	副 職 名	消 防 主 任
-------	--------	-------	---------

- (2) 宿日直員が警報等を受領した場合は、直ちに総務企画課長に伝達するものとする。

警報等を受領した総務企画課長は、伝達担当員に伝達するとともに、町長及び副町長、教育長、消防関係機関（分遣所長、消防団長）に報告するものとする。

- (3) (1) (2) により警報等を受領した伝達員は、直ちに庁内各課（時間外は関係課長）に、庁内放送及び電話等により伝達・周知させるとともに、関係機関及び住民に対し、次により伝達・周知させるものとする。

ア 総務企画課 * 関係機関に対する伝達・周知一覧表

	関係機関団体名	電 話 番 号	受領責任者
1	沖永良部警察署与論幹部派出所	0997-97-2803	所 長
2	与論町漁業協同組合	0997-97-2221	組合長
3	J Aあまみ与論事業本部	0997-97-3121	本部長
4	九州電力(株)新与論発電所	0997-97-4864	所 長
5	与論町商工会	0997-97-2113	会 長
6	与論郵便局	0997-97-2042	局 長
7	与論島製糖株式会社	0997-97-3131	所 長
8	奄美大島信用金庫与論支店	0997-97-3181	支店長
9	有村運送店	0997-97-3251	社 長
10	龍野運送店	0997-97-3151	社 長
11	奄美航空与論営業所	0997-97-2476	所 長
12	大島支所沖永良部事務所農業普及課(与論町駐在)	0997-97-4460	技術専門員
13	与論町社会福祉協議会	0997-97-5042	会 長
14	与論徳州会病院	0997-97-2511	事務長
15	パナウル診療所	0997-97-2073	所 長
16	ヨロン園(与論中央クリニック)	0997-97-2285	事務長
17	風花苑(龍美クリニック)	0997-97-5011	事務長

イ 教育委員会 : 学校に対する伝達・周知一覧表

	学 校 名	電 話 番 号	受領責任者
1	茶花小学校	0997-97-2031	校 長
2	与論小学校	0997-97-2241	校 長
3	那間小学校	0997-97-2278	校 長
4	与論中学校	0997-97-2277	校 長
5	与論高等学校	0997-97-2064	校 長

ウ こども未来課 : こども園に対する伝達・周知一覧表

	こども園等	電 話 番 号	受領責任者
1	茶花こども園	0997-97-2737	園 長
2	与論こども園	0997-97-2195	園 長
3	児童発達支援センターほのぼの	0997-97-4668	所 長
4	ハレルヤこども園	0997-97-4285	園 長

エ 住民に対する伝達・周知

(ア) (2)により警報等の伝達を受けた防災行政無線放送担当員は、警報等の内容を放送し、町内住民に周知徹底を図る。

(イ) 総務企画課及び消防機関広報担当者は、広報・消防車両等の拡声器等により広報を行い、住民に周知徹底を図る。広報に当たっては、警報等の内容の重点を集約して広報し、各広報担当者は自らの安全を確保するものとする。

(ウ) 船舶には、与論町漁業協同組合設置のアマチュア無線、船舶所有衛星電話等で周知をし、各船舶無線で相互周知徹底を図る。

4 火災警報の発令、解除及び周知

(1) 火災警報の発令

町長は、火災気象通報の伝達を受けたとき又は、管内各地が次の気象状況に達したときは、火災気象警報を発令する。

または、火災気象通報の解除及び火災予防上、火災発生の危険が予想されなくなったときは、火災警報を解除する。

ア 最低湿度が35%以下であって、かつ、現に最大風速が7m/秒以上であり、また風速が7m/s以上吹くと見込まれ、火災発生の危険が予想される時。

イ 現に平均風速10m/s以上であるとき、又は平均風速10m/s以上の風が1時間以上吹くと見込まれ火災発生の危険が予想される時。

(2) 前項イの場合において、降雨又は実効湿度70%以上で最低湿度50%以上であるときは、同項の規定を適用しない。

(3) 周知方法

前項(1)は、防災行政無線放送及び広報車により、住民に周知する。

第3節 災害情報等の収集報告計画

本計画は、災害対策本部が災害情報及び被害報告を迅速確実に収集し、又は通報及び報告するために必要な事項を定め、応急対策の迅速を期するものである。

1 災害情報等の収集報告計画

(1) 実施責任者(町長)は、管内の災害情報及び所管に係る被害状況を調査収集し、県その他の関係機関に通報及び報告するものとする。

2 災害情報及び被害報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害情報とは、災害が起こりそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間における災害に関する次のようなものをいう。

ア 災害が起こるおそれのある異常な現象

イ 災害発生前における河川の増水、高潮、その他の災害が発生しそうな状況

ウ 災害発生前の水防、その他の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況

エ 住民の避難状況

オ 災害が発生しているが被害の程度が数的に把握できないときの状況

(2) 災害報告

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できるものをあらかじめ定められた様式により、報告(通報)する次のものをいう。

ア 被害報告

災害発生の直後、被害状況が判明次第、逐次報告(通報)するもの及び更に災害が続けて発生し又は災害調査の結果、新しい状況が判明した度に速やかに報告(通報)するもの

イ 災害確定報告

災害状況が確定したとき、文書により報告（通知）するもの

3 災害情報の収集通報

(1) 災害発生のおそれがある異状現象の通報

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに次のとおり通報するものとする。

- (ア) 河川の漏水等水防に関するもの・・・建設課又は総務企画課
- (イ) 道路の決壊や崖崩れ等・・・・・・・・建設課又は総務企画課
- (ウ) 火災発生に関するもの・・・・・・・・消防分遣所又は総務企画課
- (エ) 津波その他の異状現象・・・・・・・・総務企画課、消防分遣所又は派出所

イ 町長の通報

ア及びその他により異常気象を認知した町長は直ちに次の機関に通報するものとする。

- (ア) 気象、地震、水象に関するものは名瀬測候所
- (イ) 異常現象により災害発生が予想される隣接市町村
- (ウ) 異常現象により予想される災害対策実施機関(大島支庁・沖永良部土木出張所)

ウ 町長の鹿児島地方気象台に対する通報要領

(ア) 通報すべき事項

- a 気象に関するもの
著しく異常な気象現象（竜巻、強い降雨等）
- b 地震に関するもの
頻発地震（数日間にわたり頻繁に感じるような地震）
- c 水象に関するもの
異状潮位、異状津波

(イ) 通報の要領

通報の要領は電話の通報によることを原則とする。

(ウ) 通報に要する負担

通報に要する電話電報の費用は原則として発信町の負担とする。

4 3以外の災害情報の収集

(1) 集落の自治公民館長の収集及び通報町内各集落の自治公民館長は集落内における次の災害情報を収集し、総務企画課に通報するものとする。

- ア 河川の増水等災害が発生しそうな状況
- イ 集落民の避難状況
- ウ 災害が発生しているときの状況
- エ その他の災害情報

(2) 町長の災害情報の収集及び通報

ア 町内各集落の自治公民館長より、災害情報の通報を受けた総務企画課担当員は直ちに関係課に通報するものとする。

イ 総務企画課長及び関係課長は、各自治公民館長からの災害情報と町自体で把握しう

る災害対策の実施状況等の災害情報を併せ関係機関に通報するものとする。

5 被害状況の調査・収集・報告

(1) 調査分担

被害状況の調査収集は、関係被害ごとに第1節5【別表第2】の各災害対策本部の所掌事務欄に掲げたとおりとし、関係機関及び関係団体の協力を得て実施するものとする。

(2) 調査班の編成

被害状況の調査に当たっては、被害の程度により調査班を決定するものとするが、おおむね各集落において調査員が各課局及び集落自治公民館長と協同して、又は単独で調査班を編成し、被害状況調査を実施するものとする。町災害調査班の集落担当員は、その都度指示する。

(3) 被害状況の集計及び報告

各対策部は災害調査をそれぞれ集計し、総務対策部に報告するものとする。

(4) 災害報告の留意事項

各対策部は、被害状況を集計するに当たり、関係機関と緊密な連絡をとり、被害情報の交換整理を図り、被害状況集計の正確を期するものとする。

(5) 被害報告の様式

各課局において関係被害を収集する様式は、法令及び県その他の指示する内容を基礎にするものとする。

第4節 災害通信計画

本計画は、災害に関する予警報及び災害応急対策に必要な指示命令等の受伝達の迅速確実を期するため、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期するものである。

1 各種通信施設の利用

各種通信施設の利用は、通信施設の被害状況等に応じて、おおむね次の方法のうちから実情に即した方法により、その利用を図るものとする。なお、通信施設の有効利用を図るため、管理者との間に利用方法等必要な手続を協定しておくものとする。

(1) 公衆電話通信施設の利用方法

ア 普通電話による通信

一時的には、加入電話の通常の通話により通信をするが、施設の被害その他によりその利用が制限される場合は、「災害時優先電話」の扱いを受け、通話の優先利用を図るものとする。利用方法等は、別紙によるものとする。非常電報である旨を告げて頼信する。

イ 電報による通信

災害対策のため、特に緊急を要する電報は、「非常電報」の取扱いを受け、電報の優先利用を図るものとする。

「非常電報」を申込むに当たっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書きし、非常電報である旨を告げて頼信する。

ウ 災害時優先電話は次のとおりである。

機 関(団体名) 名	所 在 地	電 話 番 号	担 当 部 所
鹿児島県危機管理防災局	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-2276	災害対策課
		099-286-2259	消防保安課
大島支庁	奄美市名瀬永田町 17-3	0997-57-7218	総務企画課
鹿児島地方気象台	鹿児島市東郡元町 4-1	099-250-9912	観測予報課
		099-250-9919	防災課業務係
名瀬測候所	奄美市名瀬矢之脇町 26-1	0997-53-9054	
奄美海上保安部	奄美市名瀬入船町 22-1	0997-52-5811	警備救難課
沖永良部消防署与論分遣所	大島郡与論町茶花 1190	0997-97-0119	
沖永良部警察署与論幹部派出所	大島郡与論町茶花 2092-1	0997-97-2803	
航空自衛隊那覇基地	那覇市字当間 301	098-857-1191	那覇救難隊
陸上自衛隊奄美駐屯地	奄美市名瀬大字大熊字中畑 266-49	0997-54-1060	奄美警備隊
九州電力(株)新与論発電所	大島郡与論町茶花 265-2	0997-97-4864	
J A あまみ与論事業本部	大島郡与論町茶花 64	0997-97-3121	
与論町漁業協同組合	大島郡与論町茶花 241-4	0997-97-2221	
与論町商工会	大島郡与論町茶花	0997-97-2113	

(2) 専用通信施設の利用

公衆電話通信施設の利用ができなくなった場合、又は緊急に通信の必要がある場合は、次に掲げる専用通信施設の利用を図るものとする。利用にあたっては、あらかじめ協議して定めた手続きによるものとする。

ア 与論町役場行政無線電話：衛星携帯電話

イ 県衛星携帯電話(与論町県合同庁舎内：鹿児島県危機管理防災局災害対策課)

(3) 非常無線通信の利用

災害による非常事態が発生し、又は発生のおそれがあるときで、有線通信、電報が不通となり利用できないとき、通話が遠くではっきりしないとき、又は通信が混乱して長時間かかるため非常通報の目的を達成することができないときは、非常通信連絡会の定める方法によって無線通信施設の利用を図るものとする。

ア 非常通報の内容

(ア) 人命の救助に関するもの

(イ) 天災の予報及び火災その他の状況に関するもの。

(ウ) 緊急を要する気象、地震、津波等の観測資料

(エ) 非常事態に際しての事態収拾、復旧、交通制限、その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの

(オ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの

(カ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの

(キ) 遭難者の救護に関するもの

(ク) 道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理、復旧に関するもの。

(ケ) 災害救助機関相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

(コ) 災害救助法等の規定により、知事が医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通報の発信資格

非常無線通信の利用者は、原則として官公庁その他防災関係機関に限られているが、人命の救助に関するものについては、個人でも利用が可能である。

(4) 防災行政無線設備

災害時の確実な通信を行うため、町の防災行政無線の積極的な活用を図る。

2 通信途絶時における応急措置

有線無線の全通信施設が利用不能となった最悪事態の場合は、通信可能な施設まで各種交通機関を利用する等あらゆる手段を尽くして連絡に努め災害被害通報、被害報告の確保を図るものとし、その連絡方法を平素から具体的に樹立しておくものとする。

第5節 災害広報計画

本計画は、町民及び報道機関に対する災害情報及び被害状況等の広報活動について、必要な事項を定め、もって災害広報の迅速を図るものである。

1 町における広報担当班と他の対策部との連絡

(1) 災害情報、被害状況等に関する広報は総務対策部が行うものとする。

(2) 各対策部において、広報を必要とする事項については、必ず総務対策部(総務企画課)に連絡するものとする。

2 災害情報等収集要領

(1) 災害対策本部において、被害状況、災害対策状況等全般的な情報を収集するものとする。

(2) 必要に応じ、災害現地の状況を写真あるいは映画、その他の取材活動を実施収集するものとする。

3 町民に対する広報

町民に対する災害情報、又は災害対策上町民に周知すべき必要な事項の伝達は、報道機関の積極的利用のほか、防災行政無線、広報車、町ホームページなどを通じ行うものとする。

4 報道機関に対する情報発表

(1) 報道機関に対する情報等の発表は、全て総務企画課において行うものとする。

(2) 情報等の発表に際してはできるだけ日時、場所、目的等を前もって報道機関に周知させて発表するものとする。

5 放送機関等に対する災害情報の提供

「避難準備、高齢者等避難、避難指示(緊急)」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、町(総務対策部：総務企画課)は県に報告し、県は速やかに放送機関に放送要請を行うものとする。

また、町は県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供を行う。

6 放送機関に対する広報の要請

町は鹿児島県（危機管理防災局災害対策課）に対して、町が利用できる通信機能が麻痺した場合に災害対策基本法第57条の規定により、放送機関に放送要請を行うよう求める。

7 報道事項及び広報の内容

次の事項について、必要なものを広報するものとする。

- (1) 気象情報及び気象情報の発表又は解除
- (2) 災害対策本部の設置又は解除
- (3) 災害防止の事前対策
- (4) 災害応急対策状況
- (5) 災害状況
 - ア 災害種別
 - イ 災害発生日時
 - ウ 災害発生区域
 - エ 災害状況
- (6) その他必要と認める事項

第6節 ボランティアとの連携等

大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、町ではボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

1 ボランティアの受入、支援体制

(1) ボランティア活動に関する情報提供

町は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

(2) 被災地におけるボランティア支援体制の確立（救援支援本部における対応）

町社会福祉協議会は、災害の状況に応じて必要と認めた場合は、救援対策部を設置し、災害ボランティアセンター、近隣支援本部の設置についての連絡調整や災害ボランティアセンター等の運営の支援等に努めるものとする。

第7節 避難計画

本計画は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、災害から住民を保護するため、町長等が行う避難の指示等の基準要領等を定めて、危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させ、人的被害の軽減を図るものである。

1 実施責任者

- (1) 町長は、災害対策基本法第60条に基づき、災害時における住民の避難指示等避難措置を実施するものとする。

また災害救助法が適用され、知事が権限を委任したとき、又は緊急を要し知事の実施

を待つことのできないときの避難所の開設及び避難者の収容を行う。

なお、町内小中学校における児童生徒の集団避難は、町長等の避難措置によるほか、教育長の指示により学校長が実施する。ただし、緊急を要する場合学校長は、教育長の指示を待つことなく実施できるものとする。

(2) 各種法律に基づく関係機関の避難指示、権限は次のとおりである。

	区分	災害の種類	権限がある者	根拠となる法律
避難に関する指示	高齢者等	全災害	町長	災害対策基本法・・・第60条
	指示	全災害		警察官
			海上保安官	災害対策基本法・・・第61条
			災害派遣時の自衛官	自衛隊法・・・第94条
		洪水災害	知事又はその命を受けた職員	水防法・・・第22条
	水防管理者(町長)			
	地すべり災害	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法・第25条	
避難所の開設及び収容		町長又は知事		

(3) 避難指示後の避難誘導は避難指示者が町長と協力して行い、避難所の開設収容は、災害救助法が適用された場合には知事が行う。

なお、鹿児島県知事（以下「知事」という。）が権限を委託したとき、又は緊急を要し、知事による実施を待つことのできないときは、町長は知事の補助機関として行うものとする。

この場合、町長は緊急実施事項についてその状況を直ちに知事に報告し、その後の処置については、知事の指示を受けるものとする。

(4) 災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、町長が実施するものとする。

2 避難の準備、高齢者等避難、避難指示等の基準

避難指示等の基準は、災害の種類、地域等により異なるが、町長は関係機関の協力を得て、各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定めるものとする。

避難措置は、与論町災害時避難勧告等の判断・伝達マニュアルに準じ、関係機関の協力を得て実施するものとする。

3 避難指示等の実施要領

(1) 町長の避難措置は、原則として高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の3段階に分け実施するものとするが、状況により段階を経ず直ちに高齢者等避難、避難指示を行うものとする。

(2) 高齢者等避難、避難指示は、やむを得ない場合のほか、できるだけ夜間を避けるようにし、避難用の食糧、貴重品の確保、火の用心等避難期間に応じた準備をするものとする。

(3) 町長は、指示を行ったとき又は他の避難指示権者により避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（県危機管理防災局災害対策課長及び大島支庁総務企画課）に報

告するとともに、放送機関へ情報提供するものとする。

4 避難指示等の伝達方法

住民に対する避難指示等の伝達は、おおむね次のうち実情に即した方法により、周知徹底を図る。

- (1) 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達
- (2) サイレンによる伝達
- (3) 広報車の呼びかけによる伝達
- (4) 防災行政無線、電話、特便等による伝達

5 避難の方法

(1) 避難の誘導

ア 災害の種類、危険地区ごとに避難所への避難経路をかねてより、地区住民及び行政一体となって決めておき、一般への周知徹底を図る。

イ 避難経路を定めるときは周囲の状況を検討し、危険物取扱所や倒壊して避難路を塞ぐようなブロック塀・高い石積等がある道路を避け、暴風の場合は、山かげや堅ろくな建物に沿った経路、豪雨の場合は崖下や低地等災害発生のおそれのある場所はできるだけ避けるようにするなど、災害の特徴に配慮して定めるものとする。

ウ 避難場所が比較的遠距離で避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所と避難誘導責任者を定め、集団で避難するようにする。

エ 避難経路の危険な場所には、標識、縄張り、危険を知らせる旗（印）等をするか誘導員を配置するようにする。

オ 誘導に際しては、できるだけロープ等の資機材を活用し、安全を図るようにする。

カ 避難者は、携帯品や幼児等をできるだけ背負い、行動の自由を確保するようにして避難に努めるものとする。

(2) 避難の順位

ア 避難の順位は、いかなる場合においても高齢者、幼児、傷病者、女性を優先にして行うものとする。

イ 地域的避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者を優先するものとする。

(3) 携帯品の制限

避難誘導員は、避難者の避難立退きに当たり、次の事項に留意して携帯品を必要最小限に制限し、円滑な立退きについて適宜指導するものとする。

ア 携帯品は、必要最小限度の食糧、衣料、日用品及び医薬品等とする。

イ 避難が比較的長期にわたると予想される場合の携帯品は、避難中における生活の維持に役立つため、災害の種別、危険の切迫度、避難所の距離、地形等を考慮してさらに増加する。

6 避難誘導員

避難誘導は、当該地区の公民館役員及び消防団員が行い、誘導責任者は各自治公民館長及び各地域の消防団員とする。

7 避難所の設置

避難所は、各自治公民館及び公共施設とする。なお、災害の状況により避難所を変更したときは、その都度周知を図るものとする。

8 避難所の開設及び管理

- (1) 避難所の開設は、総務対策部（庶務班）、管理は避難所対策部（避難施設班）が行い、避難所を開設したときは、職員を駐在させて避難所の管理と収容者の保護に当たるものとする。
- (2) 避難所駐在員は、避難状況及び避難所内の状況を記録し、適宜避難所対策部長に報告するものとする。
- (3) 災害救助法が適用された場合の避難所の開設及び収容は、次のとおりとする。

なお、災害救助法が適用されない場合の避難所の開設及び収容についても、本計画に準ずる。

ア 避難所は、災害により現に被害を受け又は受けるおそれのある者を収容する。

イ 避難所は、学校、公民館等既存施設の利用を原則とするが、これら適当な既存施設がない場合は、野外に仮小屋を設置し又は天幕等を設営して避難所とする。

ウ 避難所設置のための支出費用は、避難所の設営、維持及び管理のための賃金、消耗器材費建物又は器物の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費とする。

エ 町長は避難所を設置したときは、一般にその旨の広報をし、避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。

オ 町長は避難所を設置したときは、知事に次の事項を報告するものとする。

- (ア) 避難所開設の日時及び場所
- (イ) 避難所の箇所数及び収容人員
- (ウ) 開設期間の見込み

カ 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

9 要支援者に対する二次避難所の開設

- (1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じて介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の福祉避難所等に収容する。
- (2) 二次避難所（福祉避難所等）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定機関等を速やかに所定の様式により、県保健福祉部及び与論幹部派出所、与論分遣所等関係機関に連絡するものとする。

10 避難所の運営

避難所の開設については、避難所対策部から各指定避難所の担当者に連絡する。

11 自主避難、避難誘導等の整備

- (1) 町は、暴風、豪雨等で災害の発生が予想された場合等における住民の自主避難について、自治公民館長をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する指導に努めるものとする。
- (2) 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に高齢者、身体障害者等の災害時要援護者の安全な避難を最優先とする。

12 小中学校児童生徒の集団避難

(1) 実施の基本

- ア 教育長は、管内児童生徒の集団避難計画を作成するとともに各学校長に対し、各学校の実情に適した具体的避難計画を作成させる。
- イ 教育長等の児童生徒の避難措置は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全・健康の保持に重点をおいて実施するものとする。

(2) 実施方法

- ア 教育長は、災害の種別・程度を速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。
- イ 学校長は教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に児童生徒を安全な場所に避難させるものとする。
- ウ 児童生徒が学校の管理外にある場合には、教育長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

(3) 実施要領

- ア 教育長の避難の指示は、町長等の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施すること。
- イ 教育長の避難指示等に際しては、災害種別・災害発生の時期等を考慮し、危険が迫っている学校から順次指示する。
- ウ 児童生徒の避難順位は、低学年、心身に障害のある者を優先して行う。
- エ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導して引渡すこと。
- オ 災害の種別・状況等を想定し、集団避難の順序・経路等をあらかじめ定めておく。

(4) 留意事項

- ア 教育長の各学校への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるようかねてから連絡網を整備しておく。
- イ 学校長は、おおむね次の事項について計画し、集団避難が安全迅速に行われるようにする。
 - (ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法
 - (イ) 避難場所の指定
 - (ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者
 - (エ) 児童生徒の携行品
 - (オ) 余裕ある場合の書類、備品等の搬出計画
- ウ 危険な校舎、高層建築の校舎においては、特にかねてから非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。
- エ 災害が学校内又は学校付近に発生した場合は、学校長は速やかに関係機関に通報する。
- オ 災害の種別・程度により、児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。
 - (ア) 各集落の担任教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。
 - (イ) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、

危険な橋、堤防等)の通行を避ける。

カ 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告報告、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

キ 学校長は、災害種別に応じた避難訓練をかねてから実施する。

(5) 避難場所

ア 教育長は、町地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた学校ごとの避難場所を定めるものとする。

イ 学校が、町地域防災計画等に定める避難場所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引渡すこと。

(6) 与論町の指定する指定避難場所は次のとおりとする。

【指定避難場所及び緊急避難場所一覧表】 ◎対策本部直轄避難所 ○その他避難所

番号	地区名	避難場所	集落名	電話	収容人員	施設種類	標高m	対象災害				
								暴風	洪水	高潮	地震	津波
1	茶花校区	茶花小学校	茶花	97-2031	200	体育館・校舎	17.1	○	○	○		
2		茶花自治公民館	茶花	97-4747	80	RC造	10.2	○	○			
3		与論町役場	茶花	97-3111	135	RC造	32.0	◎	◎	◎	◎	◎
4		保健センター	茶花	97-5105	55	RC造	32.5	○	○	○	○	○
5		地域福祉センター	茶花	97-4802	242	RC造	49.9	◎	◎	◎	◎	◎
6		多目的屋内運動場	茶花	97-5139	1048	RC・木造	46.1	○	○	○	○	○
7		砂美地来館	茶花	97-5001	895	体育館	37.6	◎	◎	◎	◎	◎
8		防災センター	茶花	97-3111	100	RC造	37.6	◎	◎	◎	◎	◎
9		与論高等学校	茶花	97-2064	250	体育館・校舎	64.0		○	○	○	○
10		立長公民館	立長	97-3117	50	RC造	24.2	○	○	○		
11		立長コミュニティセンター	立長	無	30	RC造	28.1	○	○	○	○	
12	与論校区	城自治公民館	城	97-4723	42	RC造	72.3	○	○	○	○	○
13		与論小学校	朝戸	97-2241	200	体育館・校舎	72.7	○	○	○	○	○
14		与論中学校	朝戸	97-2277	250	体育館・校舎	83	○	○	○	○	○
15		朝戸自治公民館	朝戸	97-4735	56	RC造	80.5	○	○	○		○
16		西区自治公民館	西区	97-3141	50	RC造	57.6	○	○	○		○
17		東区自治公民館	東区	97-2733	40	RC造	53.4	○	○	○		○
18	那間校区	古里自治公民館	古里	97-2828	40	RC造	18.6	○	○	○		
19		叶自治公民館	叶	97-5050	40	RC造	54.4	○	○	○		○
20		那間小学校	那間	97-2278	200	体育館・校舎	33.7	○	○	○		○
21		那間自治公民館	那間	97-5058	50	RC造	40.3	○	○	○		○

【指定緊急避難場所一覧表】

1		与論町総合運動場	茶花	97-4939			33.5			○	○	○
2		与論町多目的運動広場	茶花				45			○	○	○

※ 参考施設名

1		与論徳洲会病院	茶花	97-2511	350	RC造	5.8	
2	病 院	与論中央クリニック	茶花	97-2179	29	本館・病棟	26.1	
3		パナウル診療所	茶花	97-2987	107	本館・病棟	20	
4		龍美クリニック	麦屋	97-5607		RC造	9.7	
5	こ ど も 園	茶花こども園	茶花	97-2737	45	RC造	35.4	
6		与論こども園	朝戸	97-2195	60	RC造	71.5	
7		児童発達支援センター	那間	97-4668	60	RC造	40.5	
8		ハレルヤこども園	茶花	97-4238	150	RC造	23	
9		ハレルヤ児童福祉センター			80	RC造		
10	観	サザンクロスセンター	城	97-3396	90	RC造	86.5	
11	光	ゆいパスタ	城	97-5151		木造	86.5	

第8節 水防計画

1 目的

この計画は、水防法第32条の規定に基づき、町における河川、海岸、港湾等の洪水又は高潮、津波等に際し、水害を警戒及び防御し、これによる被害を軽減し、もって町民の安全を保持することを目的とする。

2 水防の責任者

(1) 町の責任(水防法第3条、4条)

町は水防管理団体としてこの計画に基づき、町の区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 一般住民の水防義務(水防法第24条)

防管理者は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

3 水防体制

町長は、水防管理者として本町域の水防のため必要のあるときは、第3章災害応急対策計画に定める応急活動体制をもって当たるものとする。

4 水防危険区域

町内の河川、海岸等で特に重要な水防区域と認められる区域及び危険と予想される区域は、第2章第2節1津波及び高潮危険地域のとおりである。

5 気象警報等の収集伝達

気象警報等の収集伝達については、第3章第2節気象予警報等の伝達計画のとおりである。

6 水防管理者の措置

水防管理者は、県又は気象庁等から気象警報等の通知を受けたときは、水防関係者に遅滞

なく伝達するとともに、水防のための措置が必要と認められるときは、直ちに水防活動態勢がとれるよう町消防団等の関係機関に指示するものとする。

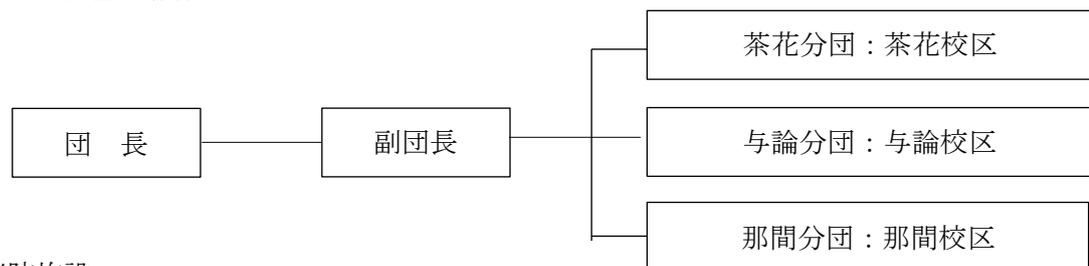
第9節 消防計画

本計画は、消防活動が迅速かつ適切に実施できるように活動の組織、方法及び関係機関との協力体制の確立等について定め、もって消防活動の円滑な実施を図るものである。

1 消防組織

(1) 消防団は、与論町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第2条に基づき、定員72名をもって構成する。

(2) 消防団の編成



2 消防施設

消防施設の現況は、第2章第3節2消防施設の現況のとおりである。

3 消防活動

(1) 目 的

消防は、その施設及び人員を活用して、町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減するため、あらゆる災害に即応して迅速かつ効果的な活動を行うものとする。

(2) 出動計画

ア 火災出動計画

火災が発生した場合における消防団員の出動計画は、第1次出動及び第2次出動の2種に区分し、それぞれの出動区分は次のとおりとする。

(ア) 第1次出動は、火災発生場所の当該管轄消防分団が出動するものとする。ただし、建物火災の場合は、全分団が出動するものとする。

(イ) 第2次出動は、建物火災以外のその他火災で延焼のおそれがあり、又は延焼した場合は近隣分団が出動するものとする。

イ 火災以外の出動計画

以外の災害出動については町長の命によって出動するが、災害の状況によって命を受ける時間のない場合、消防団長の判断によって出動するものとする。

4 相互応援協定等に基づく消防活動

(1) 大規模な火災や地震等が発生し、所轄する消防力では災害に対する防御が困難の場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」に基づき、県内の消防力の応援を得るものとする。

第10節 行方不明者の搜索及び死体の収容、処理、埋葬計画

本計画は、災害により行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全

て)の捜索を計画的、合理的に行う体制の確立と死体の収容、処理、埋葬等の円滑な処理を図るための計画である。

1 実施責任者

災害時における行方不明者の捜索は、町長が沖永良部警察署(与論幹部派出所)及び奄美海上保安部と協力して行い、死体の収容、処理、埋葬等の措置は町長が行うものとする。

2 行方不明者捜索隊の編成

捜索隊の編成は、災害の規模、捜索対象者、捜索範囲、その他の事情に基づき消防機関、救難所、民間協力者、沖永良部警察署(与論幹部派出所)の協力を求めて、適宜捜索隊を編成するものとする。

(1) 第1種 捜索隊

轄消防分団及び集落協力者により編成する。

(2) 第2種 捜索隊

関係機関と隣接の消防分団及び集落協力者により編成する。

(3) 第3種 捜索隊

関係機関と全消防分団及び集落協力者により編成する。

3 関係機関への通報

町長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに沖永良部警察署(与論幹部派出所)に通報するものとする。

この場合、行方不明者の捜索が海上に及ぶときは、奄美海上保安部に通報し、捜索を依頼するものとする。なお、次の事項に併せて通報するものとする。

(1) 行方不明者の人員数

(2) 性別、特徴

(3) 行方不明となった年月日時刻等

(4) 行方不明となっていると思われる地域

(5) その他行方不明の状況

4 平常時の行方不明者の捜索

平常時の行方不明者の捜索隊の編成は、第3章第9節1に準ずるものとする。

5 捜索の方法

行方不明者の捜索に当たっては、警察・海上保安部等の捜索隊と町捜索隊と任務分担を決める等、事前に打合せを行い捜索するものとする。

(1) 捜索の範囲が広い場合

ア 捜索範囲をよく検討し、これをいくつかに分ける。

イ 捜索隊にそれぞれの責任区域を定める。

ウ 各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。

(2) 捜索範囲が比較的せまい場合

ア 災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。

イ 災害後における地形、建物等などの移動変更等の状況を検討する。

ウ 罹災時刻などから捜索対象の所在を確定し、災害によりそれがどのように動いたかを検討し、捜索の重点を定め効果的な捜索に努める。

- (3) 搜索場所が河川、ため池等の場合
 - ア 平素の水流、ため池の実情をよく把握する。
 - イ 災害時の状況を確認する。
 - ウ 合理的経験的に判断して、行方不明者がどのような経路で流されるか移動経路をよく検討する。
- (4) 搜索の場所が海洋の場合
 - ア 潮流、風向、波浪の状況をよく把握する。
 - イ 二重災害が発生しないよう適切な救助船配備計画を立てる。
- (5) 装備資材
 - 搜索に使用する車両、舟艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察、町で所有する車両、舟艇等が不足する時は、関係機関に対して協力を要請する。
- (6) 広報活動
 - 搜索をより効果的に行うため、搜索地域内はもちろん広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行うこととする。
- 6 行方不明者発見後の処理収容
 - (1) 負傷者等の収容
 - 索隊が搜索の結果、負傷者、病人等救護を要する者を発見したとき、又は警察及び海上保安部より救護を要する者の引渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容するものとする。
 - (2) 死体の収容
 - 隊が搜索の結果、災害による死体を発見した時、又は警察等から死体の引渡しを受けたときは、遺族に引渡しを行い、引取りのない死体については、与論町において収容する。
 - (3) 医療機関との連携
 - 搜索に際しては、負傷者の救護、死体の検案等が円滑に行われるよう関係医療機関と密接な連絡を策定しておく。
- 7 死体の処理
 - (1) 災害時等で、死体の状態が比較的正常であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は、直ちに遺族等に引渡すものとする。
 - (2) 死体の識別が困難なとき、感染症予防上又は災害で遺族等が混乱しているときなどは、必要に応じ死体の洗浄、縫合、消毒等の処置をするものとする。
 - (3) 死体の識別及び死因究明のため検案を行う必要がある場合は、原則として「医療助産計画」による救護班により行うものとするが、死体が多数のとき又は救護班が他の業務で多忙なとき等は、一般開業医により行うものとする。
 - (4) 死体の識別、身元の究明等に長期を要する場合又は死体が多数で埋葬に日時を要する場合は、死体を一時保存する必要があるので保存に適切な場所に一時保存するものとする。
- 8 死体の埋葬
 - (1) 身元の判明しない死体、又は死体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の

混乱で死体を引取ることができないもの及び災害時の混乱の際、死亡したもので各種事情により埋葬できないものに対して、埋葬を行うものとする。

- (2) 埋葬は、一時的混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により、火葬又は土葬等の方法により行う。
- (3) 火葬場の所在地、処理能力等は次のとおりである。

火葬場名	所在地	処理能力(1日)	使用燃料
昇龍苑	立長 3173-1	3 体	灯 油

9 身元不明死体の措置

身元不明の死体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報、照会その他の身元判明の措置を講ずるものとする。

10 死体の搜索

- (1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者に対して行う。
- (2) 死体の搜索のため支出する費用は、船艇その他搜索のための機械器具等の借上費、修繕費、燃料費、輸送費及び賃金とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 死体の搜索をする期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第11節 食糧供給計画

本計画は、罹災者及び災害応急対策員等に対する食糧の給与を行うための食糧の調達、炊き出し、配給等の迅速かつ確実を期するための計画とする。

1 実施責任者

災害時における罹災者及び災害応急対策員等に対する食糧の調達供給は、町長が各自治公民館長と連携をとって行うものとする。(災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。)

2 主食(米)の調達

(1) 通常の場合の調達

町長は、災害時に給食を実施しようとするときは、町内の販売業者から調達するものとする。

(2) 緊急の場合の調達

ア 町長は、災害時に次の給食を実施しようとするときは、知事に対し主食(米)の応急、配給申請を行い、配給を受けるものとする。

(ア) 罹災者に対し、炊き出しにより給食を行う必要がある場合

(イ) 罹災により、配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じない配給を行う必要がある場合

(ウ) 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

イ 応急配給申請は、原則として文書によるが、緊急の場合は電話で行うものとする。

ウ 応急配給申請に当たって、必要数量とこれの基礎となる罹災者数、災害応急対策員

等、所要項を連絡するものとする。なお、必要数量の算定にあたっては、次の1人当たり配給数量を基礎とする。

アの(ア)の場合	1食当たり	精米	200グラムの範囲内
アの(イ)の場合	1食当たり	精米	400グラムの範囲内
アの(ウ)の場合	1食当たり	精米	300グラムの範囲内

3 他の主食（パン、その他）及び副食等の調達

町長は、罹災者等の給食のための米以外の主食等については、町内の販売業者及び製造業者から調達するものとする。

4 炊出し及び食料の給与

(1) 炊出し及び食料の給与対象者

炊出し及び食料の給与対象者は、おおむね次のとおりとする。

ア 炊出し対象者

- (ア) 避難所に収容された者
- (イ) 住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水等のため、炊事ができない者
- (ウ) 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等で必要がある者

イ 食糧品給与対象者

被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者

ウ 炊出し方法

- (ア) 炊出しは、調達班（避難所対策部：避難施設班）において行い、必要に応じて町民及びボランティア等の協力を得て実施するものとする。
- (イ) 炊出し材料（米・副食等）の確保は、調達班が前記の2、3に定めるところにより行うものとする。
- (ウ) 炊出しに必要な炊出し施設及び器材は、給食センター、各自治公民館、地域福祉センター、学校施設等の施設の利用を図るものとする。

5 炊出し等の費用及び期間

炊出し及び食料品の給与のための費用及び期間は、災害救助法の基準に準じて災害の規模等を参考にその都度定めるものとする。

6 関係帳簿等の整備

調達班は、次の関係帳簿等を整備するものとする。

- (1) 炊出し受給者名簿
- (2) 食糧品現品給与簿及び食物アレルギー対象者名簿(対象食品簿)
- (3) 炊出しその他による食品給与用品受払簿
- (4) 炊出し用物品借用簿

7 災害救助法による炊出し等

災害救助法が適用された場合の炊出し等は、県の災害救助法施行細則に定めるところによる。

8 自主避難者に対する炊出し等

自主避難者に対する炊出し等は、避難状況等や災害の規模を考慮し、必要に応じてその都

度実施するものとする。

第12節 衣料生活必需品等物資供給計画

本計画は、罹災者に対する衣料生活必需品等の物資を給与するための物資の調達並び配給に関する計画である。

1 実施責任者

罹災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与、供与又は調達は、町長が行うものとする。(災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。)

2 物資の調達

- (1) 町長は、罹災者に物資を給与するために、必要物資を町内関係業者から調達する。
- (2) 災害救助法が適用された場合における災害救助法の基準による衣料、寝具の調達は、知事からの給与による。

3 物資の給与又は貸与

(1) 給与又は貸与の対象者

- ア 給与又は貸与の対象者は、住家の全半壊(焼)、流出、床上浸水により生活上必要な家財を喪失又は、き損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。
- イ 災害救助法が適用された場合における救助物資給貸与は、法の基準によるものとするがその他の場合は、必要に応じて給与するものとする。

(2) 給与又は貸与の内容

- ア 民生・衛生対策部(応急救済班)において、世帯別の被害状況を把握し、物資の購入及び配分計画表を作成し、購入又は調達要請を行うものとする。
- イ 物資の給与は、民生・衛生対策部(応急救済班)において物資支給責任者を定めて、与論町社会福祉協議会及び民生委員等の民間協力を得て実施することができる。
- ウ 給与品は、事前に購入して備蓄することばできる。

4 義援物資及び金品の保管及び配分

- (1) 町に送付されてきた義援物資及び金品の保管は、民生・衛生対策部(応急救済班)において、適宜保管場所を定めて保管する。
- (2) 義援物資等の配分については、災害の程度、義援物資の数量等により、その都度配分計画を立てて配分し、義援金品等の配分は義援金配分委員会等を設置し、その決定により民生・衛生対策部(応急救済班)において配分するものとする。

5 災害救助法による物資の給与又は貸与

災害救助法が適用された場合の物資類の給与又は貸与は県の災害救助法施行細則に定めるところによる。

第13節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

本計画は、災害により住家が全焼、全壊又は流失し、自己の資力では住家を得ることができない者を收容するための応急仮設住宅の設置及び災害のために住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急処理をすることができない者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の応急処理をするために、必要な資材の確保を図るなど、住宅対策に万全を期するものである。

1 実施責任者

町長は、罹災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急処理を行うものとする。
(災害救助法適用時における知事から委任された場合も含む。)

2 応急仮設住宅の設置

(1) 応急仮設住宅入居対象者

応急仮設住宅に入居収容する罹災者は、災害のため住家が全焼、全壊又は流失し、自らの資力で住宅を得ることができない者とする。

(2) 応急仮設住宅の建設方法

応急仮設住宅は、民生・衛生対策部の要請により土木対策部で行うものとし、建設方法は町内の業者による競争入札とする。(但し、緊急にやむを得ない場合はその限りでない。)

3 被災住宅の応急修理

(1) 被災住宅の応急修理の対象者は、災害のため住宅が半壊(焼)し、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、自らの資力で応急修理をすることができない者とする。

(2) 応急修理の方法

応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分を対象とし、応急仮設住宅の建設方法に準じて修理を行うものとする。

4 応急仮設住宅の建設用地

応急仮設住宅の建設地は、原則として町有地とするが、罹災者の生業その他のやむを得ない場合は、この限りではない。

5 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設及び応急修理に必要な建築資材の調達は、町内の販売業者から調達する。なお、販売業者からの調達が不能の場合は知事に対し、あっせんを要請し、資材の確保を行うものとする。

6 応急仮設住宅等の戸数、規模、費用、供与期間

応急仮設住宅の建設及び応急修理の戸数、規模、費用、着工期間、入居者の選考及び供与期間は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考にその都度定めるものとする。

災害救助法による応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理について、災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設供与及び住宅の応急修理は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

第14節 給水計画

この計画は、給水施設の被災に際し用水の確保を図るため、応急給水の諸方法を定めて被災地に対する給水の円滑を期するものである。

1 実施責任者

災害地に対する飲料水の給水計画及び実施は町長が行うが、災害救助法が適用された場合の被災者に対する飲料水の供給は、知事が行う。

なお、知事が権限を委任した場合又は緊急を要し、知事による救助の実施を待つことのできないときは、町長は緊急実施事項について直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置

について知事の指示を受けるものとする。

2 給水対象者及び被災対象地

災害のため飲料水を得ることができない者及び災害により、水道施設が使用不能となった被災地とする。

3 給水方法

上下水道対策部は、民生対策部及び消防機関と緊密に連携をとり、次の方法によって給水を行うものとする。

(1) 取水

給水のための取水は消火栓から行い、これが不能の場合は補給水源から行うものとする。

(2) 消毒等

取水が汚染又は汚染のおそれがあるとき、通例では水質検査を行い、ろ水器によるろ過及び浄水剤の投入等により消毒を行うものとするが、水質検査には約1週間を要し、移動式ろ水器等がない現状であるため、基本的に古里浄水施設プラントにおいて浄水消毒を行うものとする。

(3) 供給

供給の方法は、次のうち被災の状況に応じ適当な方法により行うものとする。

ア 搬送用容器によるもの

市販の「かん」等の容器に入れ、町の車両等により搬送給水する。

イ 給水車両等によるもの

水槽付消防車等により、搬送給水する。

(4) 広報

給水を行うときは、日時・場所その他必要な事項を住民に広報するものとする。

4 給水施設等の応急復旧

上下水道対策部は、給水施設の応急復旧に際しては早期給水を図るため、必要最小限の用水確保を目的に、特に共用栓及び医療機関等民生安定上、緊急を要するものの復旧を優先的に行うものとする。

5 給水の費用及び期間

飲料水供給のための費用及び期間については、災害救助法に準じ災害の規模等を考慮して、その都度定めるものとする。

6 災害救助法の基準

(1) 対象者

飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができない者に対して行う。(1人当たり給水量：1日3リットル)

(2) 費用

飲料水の供給実施するため支出できる費用は、ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 期 間

飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

第15節 応急医療及び助産計画

本計画は、災害時の混乱時における罹災者の応急的医療及び助産の円滑な実施を図るためのものである。

1 実施責任者

災害のため、医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、関係機関の協力を得て町長が行う。(災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。)

2 医療及び助産の対象者

(1) 医療の対象者

医療の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に行う。

(2) 助産の対象者

助産の対象者は、災害発生の日の前後7日以内の分娩者で災害のため助産の途を失った者。

3 医療及び助産の範囲

(1) 医 療

ア 診 療

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術、その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所(医院)への収容

オ 看 護

(2) 助 産

ア 分娩の介助

イ 分娩前、分娩後の処置

4 医療及び助産の実施

(1) 医療・助産の実施は、与論町内の医療機関の協力を得て、救護班を編成して行うものとする。

(2) 救護班は、医療機関により編成する。

(3) 医療機関の救護班で不足する場合は、徳之島保健所に応援を求めるものとする。

(4) 医療・助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、救護班の要請に基づき医療・衛生対策部において調達する。調達先は、町内から調達するが調達不能の場合は、徳之島保健所又は鹿児島県(以下「県」という。)薬務課に調達あっせんの養成を行うものとする。

5 医療及び助産の期間等

医療・助産の実施期間等は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考にその都度定めるものとする。

6 災害救助法による医療・助産の実施

災害救助法が適用された場合の医療・助産は、県の災害救助法施行規則の定めるところによる。

第16節 防疫・清掃計画

本計画は、災害時における被災地の防疫及び清掃に関する計画である。

1 防疫

(1) 実施責任者

町長は、知事の指示に従って防疫上必要な措置を行うものとする。

(2) 防疫班の編成

防疫実施のための防疫班は、医療・衛生対策部で編成して行うものとする。なお、作業員が不足する場合は、臨時に雇い上げるものとする。

(3) 防疫の実施

ア 清掃の方法

知事の指令に基づき、被災地域及びその周辺地域について臨時の清掃を実施する。道路側溝、公園等の公共の場所を中心に伝染病予防のための衛生処理を実施するものとし、被災家屋及びその周辺の清掃方法は、原則として各世帯主において実施する。実施要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第14条から19条まで定めるものとする。

イ 消毒方法

知事の指示に基づき、消毒を実施するものとし、実施要領は感染症の予防及び感染症の患者に対する、医療に関する法律第27条第2項の規定に基づき下記のとおり行う。なお、消毒薬と使い方の基準は、おおむね次のとおりとする。

消毒液	対象と使い方	
	食器類・流し台・浴槽	家具類・床
次亜塩素酸 ナトリウム (家庭用塩 素系漂白剤 でも可)	0.02%に希釈する 1. 食器用洗剤と水で洗う。 2. 調整した液に5分間漬けるか、調整した液を含ませた布で拭く。 その後、水洗い・水拭きする。 3. よく乾燥させる	0.1%に希釈する 1. 泥等の汚れを洗い流すか、雑巾等で水拭きしてから、十分に乾燥させる。 2. 調整した液を浸した布でよく拭く。 ※金属面や木面等色褪せが気になる箇所は水で2度拭きする。
消毒用 アルコール	希釈せず、原液のまま使用する 1. 食器用洗剤と水で洗う。 2. アルコールを浸した布でよく拭く。	希釈せず、原液のまま使用する 1. 泥等の汚れを洗い流すか、雑巾等で水拭きしてから、十分に乾燥させる。 2. アルコールを浸した布でよく拭く。

10%塩化ベンザルコニウム（逆性せっけん）	0.1%に希釈する	0.1%に希釈する
	1. 泥等の汚れを洗い流すか、雑巾等で水拭きしてから、十分に乾燥させる。 2. 調整した液を浸した布でよく拭く。	1. 泥等の汚れを洗い流すか、雑巾等で水拭きしてから、十分に乾燥させる。 2. 調整した液を浸した布等でよく拭く。

注 作業時の注意事項

ドアと窓をあけてしっかり換気し、汚泥は取り除き、しっかり乾燥させて、清掃中のケガ予防に手袋を着用し、ほこりを吸わないようにマスクを着用して行い、清掃が終わったらしっかり手洗いをする。

(4) 患者等に対する措置

被災地で感染症の患者又は病原体保有者が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第13条に基づき、入院等の措置を行うものとする。

(5) 家庭用水の供給

知事の要請に基づき、家庭用水の使用停止期間中は継続して家庭用水の供給を行うものとする。家庭用水の供給は、第3章14節給水計画に基づき、上下水道対策部と緊密に連絡をとり行うものとする。

(6) 避難所の防疫処置

避難所は応急仮設的で、かつ、多数の避難者を収容するため、不衛生になりがちであるため、徳之島保健所の指導を得て防疫活動を実施する。この場合施設の管理者を通じて、できるだけ衛生に関する自治組織を編成して、その協力を得て防疫の完璧を期するものとする。なお、防疫活動は次の事項に重点をおいて行うものとする。

- ア 防疫検査
- イ 清掃の方法、消毒の方法の実施
- ウ 集団給食の衛生管理
- エ 飲料水の管理
- オ その他施設内の衛生管理

(7) 防疫薬剤の調達

防疫用薬剤は、衛生対策部において徳之島保健所に調達あっせんの要請を行うものとする。

2 清掃

(1) 実施責任者

被災地における汚物の収集・処分等の清掃は町長が行うものとし、清掃の担当は環境対策部とする。

(2) 清掃班の編成等は、災害の規模に応じその都度定めるものとする。

(3) 清掃の方法

町長は、現有の人員・設備を活用するほか、必要に応じ汚物取扱業者の協力を得て汚

物収集運搬に努めるものとする。

ア ごみの処分

ごみの処分は、原則として与論町クリーンセンターで処理するものとする。

イ し尿の処分

し尿の処分は、原則として与論町農業集落排水処理施設及びし尿処理施設(山田、嶺島タンク)において処理するものとするが、やむを得ない場合は埋設等環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

第17節 障害物及び廃棄物の処理計画

本計画は、災害地において住家及びその周辺に土石竹木等の障害物が流入し、日常生活及び公益上著しい支障を及ぼしているとき、これを除去し、民生の安定及び公益の増進を図るものとする。

1 実施責任者

住家及びその周辺に流入した障害物、建築廃材及びがれき等の除去処分については、町長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合における障害物の除去は知事が行うものとする。なお、知事が権限を委託した場合又は緊急を要し、知事による除去の実施を持つことができないときは、町長は知事の補助機関として、直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置については、知事の指示を受けるものとする。

2 障害物及び建築廃材、がれき等の除去処分の対象

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態であること。
- (2) 自らの資力では障害物及び建築廃材、がれき等を除去処分することができないこと。
- (3) 障害となるものが居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に流入している状態又は敷地等に運びこまれているため、居住者の出入りが困難な状態であること。
- (4) 住家が半壊以上又は床上浸水を受けたものであること。
- (5) 応急処置の支障となるもので緊急を要すること。

3 除去の方法

障害物、建築廃材及びがれき等の除去は、環境対策部の要請により関係職員及び消防団員が行い、町道の場合は土木対策部及び消防団員が行う。

なお、公共その他の場所に流入した障害物等の除去は、それぞれの管理者が行うものとする。

4 処分

- (1) 建築廃材及びがれき、トタン等の処分は産業廃棄物処理業者に委託する。
- (2) 一般廃棄物は、与論町クリーンセンター及び与論町リサイクルセンターで処分する。

5 仮置き場

災害廃棄物が大量に発生し処分に相当の期間を要する場合は、昇龍苑周辺空地(町有地)、与論町リサイクルセンター周辺空地(町有地)を仮置き場とするが、その都度状況に応じ、仮置き場を確保するものとする。

第18節 自衛隊の災害派遣要請計画

本計画は、災害に際し人命、財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請に関する必要事項を定め、もって自衛隊の効率的かつ迅速な救助活動を期するものである。

1 災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請をするおおむねの基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害に際して人命の救助又は財産の保護のため急を要し、地元警察、消防機関等では対処し得ないと考えられるとき。
- (2) 災害の発生が目前に迫り、その予防には自衛隊の派遣以外に方法がないと認められとき。

2 災害派遣要請要領

- (1) 町長が自衛隊の災害派遣を要すると認めた場合は、次の事項を明らかにし、原則として知事に派遣要請を依頼するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、町長が直接自衛隊に要請(通知)する。この場合は、事後速やかに知事あてその旨報告し、正式に要請依頼するものとする。なお、要請等に関して急を要する場合が多いので直接口頭又は電話で行い、その後速やかに文書を提出する。派遣要請の要件は、次のとおりとする。

ア 災害時の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を必要とする人員、船舶、航空機等の概要

エ 派遣を希望する区域及び活動内容

オ その他参考事項(現地対策内容等)

- (2) 前号に規定する自衛隊の災害派遣の要請の決定は、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、あらかじめ定めた順位により、副本部長が代理してこれを行う。
- (3) 副本部長に事故あるとき又は副本部長が欠けた場合は、総務対策部長が代理してこれを行う。
- (4) 町における災害派遣要請の事務は、総務対策部が行う。各対策部は、所轄事項で派遣要請の必要を認めたときは、総務対策部に派遣要請を依頼し、総務対策部は(1)の決定により派遣要請を実行するものとする。
- (5) 知事に対し派遣要請を依頼する場合は、県危機管理防災局災害対策課長に行うものとする。

3 災害派遣部隊の活動内容

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 被害者の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路復旧活動
- (7) 診察、防疫、病虫害防疫等の支援

- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊飯及び給水の支援
- (11) 救援物資の無償貸与
- (12) 交通規制の支援
- (13) 危険物の保安及び除去
- (14) 臨機の必要に応じて、自衛隊の能力で対処可能なものは、所要の処置をとる。

4 派遣部隊の受入措置

- (1) 町長が知事等から災害派遣実施の通知を受けたときは、おおむね次の要領により措置する。
 - ア 派遣部隊の宿泊所、車両、機材等の保管場所の準備、その他受入に必要な措置をとる。
 - イ 派遣部隊及び県との連絡のため、連絡員を指名し各種連絡に当たらせる。
 - ウ 派遣部隊が実施する作業の具体的内容、それに要する所要人員及び使用機材の準備等の計画を作成し、部隊の到着と同時に作業ができるようにする。
 - エ 災害救助法又は応急復旧作業等に予想される材料、消耗品等は全て町で準備する。
- (2) 派遣部隊が到着した場合は、次の要領により措置するものとする。
 - ア 派遣部隊を集結地に誘導するとともに、派遣部隊の指揮官と作業計画については協議調整の上、必要な措置をとること。
 - イ 作業に当たり、無用の摩擦を避けるため、与論町が準備する機材類の品目、数量、集積場所及びこれらの使用に関する事項並びに派遣部隊が遂行する物品等の使用及び回収等に関して、打合せを行いできるかぎり所要の協定を行うものとする。

5 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとするが、次の次項について必要があるときは、所用の協定を結び経費の負担区分を明確にしておくものとする。

- (1) 派遣部隊が救助活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上げ料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救助活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備にかかるものを除く）
- (5) その他救助活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議するものとする。

6 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資、人員輸送の現地発着場はヘリコプター発着場条件に基づき、次の箇所を予定地とする。

- (1) 与論空港
- (2) コースタルリゾート

(3) 与論町総合グラウンド

7 自衛隊の自主派遣

自衛隊法等の定めに基づき、自衛隊の自主派遣があった場合は、災害対策本部はこの部隊と密接に連携し、その活動の援助に努めるとともに、自衛隊の派遣要請について検討判断し、必要な場合は正式に要請を行うものとする。

第19節 輸送計画

本計画は、災害における各種応急対策の実施に必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ確実にを行うため、必要な車両、船舶等の確保を図り、これを有効適切に利用するものである。

1 輸送方法

災害時の各種輸送は、輸送対象の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設の状況を勘案して、次の種類のうち最も適切な方法によるものとする。

- (1) 貨物自動車、乗合自動車等による輸送
- (2) 船舶等による輸送
- (3) 航空機による輸送
- (4) 人力による輸送

2 輸送力の確保

- (1) 各対策部が必要とする車両等の確保は、次の方法により行うものとする

ア 被害時における車両等の把握、管理は総務対策部において行う。

イ 各対策部は、車両等を必要とするときは、総務対策部に配車を要請する。

ウ 総務対策部は、各対策部から配車の要請があった場合、車両の保有状況、対策内容、緊急度等を考慮の上、使用車両等を決定し、要請対策部に通知する。

- (2) 町有車両、船舶以外の輸送力の確保

総務対策部は町有車両等により、災害対策の輸送力の確保ができないときは、次により、町有車両以外の輸送力の確保に努めるものとする。

ア 自動車の確保

(ア) 自動車の確保は、次の順位により行うものとする。

- a 公共団体の車両
- b 営業用の車両
- c その他の自家用の車両

(イ) 町内で車両の確保が困難の場合は、隣接市町村又は県に確保の協力又は、あっせんの要請を行う。

イ 船舶の確保

(ア) 船舶の確保は、次の順位により行うものとする。

- a 公共団体の船舶
- b 営業用の船舶
- c その他の自家用の船舶

(イ) 町内において、船舶の確保ができない場合は、県に確保の協力又はあっせんの要請を行う。

(ウ) 緊急に海上輸送を必要とするとき又は(ア)及び(イ)による輸送力の確保が困難のときは、海上保安部の船舶の派遣を県に要請依頼する。

ウ 航空機による輸送力の確保

陸上、海上の一般交通が途絶した場合等、緊急に航空機による輸送が必要となったときは、第18節自衛隊の災害派遣要請計画による自衛隊航空機及び海上保安部の航空機確保について、県(危機管理防災局災害対策課)に要請するものとする。

エ 人力による輸送力の確保

車両、船舶による輸送が不可能のときは、人力により輸送する。労務の確保は住民の協力及び自衛隊の災害派遣要請等により、確保を図る。

オ 自動車、船舶の輸送条件

自動車、船舶の調達に当たっては、次の事項を明示して要請する。

(ア) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量(重量を含む。)

(イ) 輸送を必要とする区間

(ウ) 輸送の予定日時

(エ) その他必要な事項

3 災害救助法による輸送及び賃金の基準

(1) 災害救助のための輸送費及び賃金として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の搜索

カ 死体の処理

キ 救済用物資の整理配分

(2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送及び作業員の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間内とする。

第20節 文教対策計画

本計画は、文教施設の被災及び小中学校児童生徒の罹災に対処して、応急教育の確保を図るためのものである。

1 実施責任者

災害時における文教に関する応急対策の実施責任者は、おおむね次のとおりとする。

(1) 町立小中学校、その他町立文教施設の災害応急復旧は、町長が行う。

(2) 町立小中学校児童生徒に対する応急教育は、町教育委員会が行う。

(3) 災害発生時の学校内の応急措置は、各学校長が行う。

2 応急教育対策

(1) 休校措置

ア 大災害が発生し又は発生が予想される場合は、各学校長は町教育委員会と協議の上、

必要に応じて休校措置をとるものとする。

イ 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話、防災無線の放送、その他の方法により児童生徒及び父兄に周知させるものとする。

ウ 休校措置が登校後に決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、学校長は注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集落担任教師が各集落の安全な場所（一時避難含む）まで誘導して帰宅させる。

(2) 学校施設の確保

ア 施設の応急復旧

災害の程度により、応急処置のできる範囲のときは、できるだけ速やかに修理して施設の確保に努める。

イ 校舎の1部が利用できない場合

特別教室、屋内体育施設、諸教室を利用し、なお不足するときは、二部授業等の方法による。

ウ 校舎の全部又は大部分が利用できない場合は、公民館等の公共施設又は隣接学校の校舎等を利用する。

エ 応急仮設校舎の建設

学校施設が利用できない場合は、応急仮設校舎の建設を検討する。

オ 町内全域が被害を受けるなど、町内での施設の確保が困難のときは、大島教育事務所を通じて、県教育委員会へ施設のあっせんを要請する。

(3) 教育職員の確保

町教育委員会は、教育職員の罹災状況を把握し、教育職員が不足する場合は、次の方法により教育職員の確保を図るものとする。

ア 学校内操作

欠員が少数の場合は、学校内で操作する。

イ 町内操作

学校内操作が困難なときは、町内学校間において操作する。

ウ 町外操作

町内操作が困難なときは、大島教育事務所を通じて、県教育委員会に他市町村からの操作を要請する。

(4) 応急教育の留意点

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないよう留意する。

イ 教育場所が公民館等学校外施設によるときは、授業の方法、児童生徒の保健等に留意する。

ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。

エ 学校が避難所に利用される場合は、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。

オ 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し自習勉強の方法量等を周知徹底する。

3 教科書及び学用品の貸与

(1) 給与の対象者

教科書及び学用品の給与対象者は、住家が全半壊（焼）又は床上浸水及び流出により教科書及び学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小中学校児童生徒とする。

(2) 給与及び調達の方法

町教育委員会は、学校長と緊密な連携を保ち給与の対象となる児童生徒を調査把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給与する。なお、学用品の調達が困難な場合は、県教育委員会に調達あっせんを要請する。

(3) 給与品目及び費用等

教科書及び学用品の給与品目、費用及び期間は、災害救助法の基準に準じ災害の規模等を参考にしてその都度定めるものとする。

(4) 学用品の調達先

原則として町内の販売業者から調達することとするが、町内全域が被害を受けるなど、町内の学用品の調達が困難なときは、県や他市町村にあっせんを要請する。

(5) 災害救助法による教科書及び学用品の給与

災害救助法による教科書及び学用品の給与は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

4 学校給食対策

(1) 給食施設が被災した場合は、できるだけ応急措置を講ずるものとする。

(2) 原材料等が被災を受けた場合は、応急調達の措置を講ずるものとする。

(3) 学校が避難所として使用される場合、給食施設は罹災者用炊出しの施設として用いる。

(4) 衛生上支障のないよう十分留意するものとする。

第21節 海上流出油災害対策計画

本計画は、船舶又は危険物貯蔵所等に係る事故により、海上に油が流出し、これによって甚大な災害が発生し又は発生するおそれがある場合、関係機関が連携を密にして、人命救助、消火、流出油防除、付近船舶の安全確保及び沿岸住民の被害防止等の措置をとるため定めるものである。

1 海上流出油等災害対策本部の設置

大規模な海上流出油等により、重大な災害が発生し又は発生のおそれがあると認められるときは、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

この場合の配備体制は、第3章 災害応急対策計画に準じ、災害の規模に応じて、町長が決定する。

2 通報対策

町及び奄美海上保安部は、船舶又は危険物貯蔵所等の事故により、海上に大量の油が流出したとき又はその発生のおそれのある事態を発見した場合は、直ちに相互に通報するとともに関係機関へも通報するものとする。

3 関係機関の対処措置

(1) 町の対応

ア 沿岸住民に対する災害状況の周知、広報

- イ 沿岸住民に対する火気使用の制限、危険防止のための措置
- ウ 沿岸住民に対する避難の指示又は勧告
- エ 岸壁係留中の船舶火災の消火活動及び延焼防止
- オ 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止
- カ 応急対策物資のあっせん調達及び輸送協力
- キ その他海上保安部の行う応急対策への協力

(2) 奄美海上保安部

- ア 関係機関への情報伝達及び協力要請
- イ 海難船舶乗組員の人命救助、救護及び輸送
- ウ オイルフェンスの展張等による油等の拡散防止、消火作業等の実施指導及び安全海域への移動等応急処置
- エ 資機材等の調達及び海上輸送
- オ 航行船舶の安全確保(航行規制、火気使用規制、停泊の制限、移動命令及び誘導その他の警戒)
- カ 油等の焼却及び現場付近の海域にある財産の処分等の応急処置

(3) 大島支庁

- ア 沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示
- イ 応急対策物資のあっせん、調達及び輸送協力
- ウ 応急要請その他の応急措置

(4) 与論幹部派出所

- ア 自ら防災対策を講ずるとともに油等処理の協力
- イ 資機材等の輸送協力

(6) 与論救難所及び消防機関

- ア 海難船舶乗組員の人命救助、救護及び輸送
- イ オイルフェンスの展張等による油等の拡散防止、流出油等の回収等の協力
- ウ 消火活動及び延焼防止
- エ 沿岸住民に対する災害状況の周知、広報
- オ 沿岸住民の避難誘導
- カ 資機材等の輸送協力

(7) その他関係機関

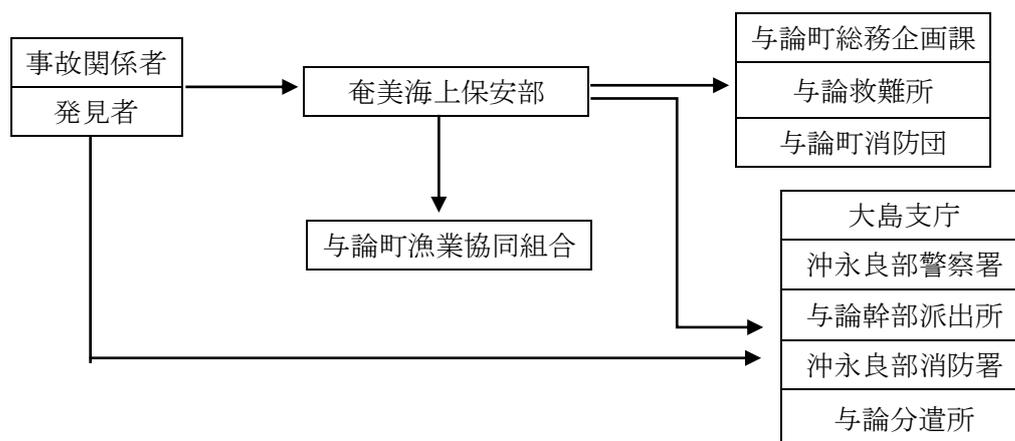
自ら防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、海上保安部その他の関係機関の応急対策に協力するものとする。

(8) 災害情報の伝達方法

町は、災害情報の伝達を防災行政無線、広報車、消防団広報等により地域住民へ周知・広報を行うものとする。

4 情報連絡体制

情報連絡体制図



第22節 地震災害対策計画

本計画は、地震、津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、町及び関係機関は、機関ごとに応急活動体制を確立する。

また、当該地域だけでは対処しえない事態においては隣接市町村、県への応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各団体等の協力を得るなど、効果的な体制づくりに係る対策を定める。

1 応急活動体制の確立

与論町及び関係機関は、計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行するものとする。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮することとする。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

2 災害対策本部設置前の初動体制

(1) 情報連絡体制の確立

町内に震度4の地震が発生したとき、又は津波注意報が発表されたときは、地震・津波情報や被害状況等の情報を収集するため、総務企画課職員による情報連絡体制を確立する。

(2) 災害警戒本部の設置

ア 町内に震度4の地震が発生したとき、又は津波警報が発表されたときは、災害警戒本部を設置する。

イ 災害警戒本部に本部長を置き、本部長は総務企画課長をもって充て、その指揮のもとに災害警戒要員を置き、総務企画課職員をもって充てる。

3 与論町災害対策本部の設置

(1) 与論町災害対策本部の設置又は廃止

ア 与論町災害対策本部の設置

町長は、町内に震度6弱以上の地震が発生したとき、又は津波が発生し、町内全域

にわたり大きな被害が発生し、又は発生するおそれのあると認められるときは、与論町災害対策本部を設置する。

イ 与論町災害対策本部の廃止

町内において、災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、町災害対策本部を廃止する。

ウ 町長は、町災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。

(2) 現地災害対策本部の設置又は廃止

ア 町長は、災害対策本部を設置し、又は設置しようとする場合において災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めるとき、現地災害対策本部を設置する。

イ 現地災害対策本部の廃止

町長は、現地災害対策本部の事務が終了したと認めるとき、現地災害対策本部を廃止する。

4 町の災害対策本部の組織

地震が発生したときは、第3章第1節別表第1 与論町災害対策本部組織表の定めるところにより、災害応急対策を講ずるものとする。

5 職員の配備体制

与論町は、地震発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、次表の第1「地震時の職員配備基準」の定めるところにより、災害応急対策を講ずるものとする。

表第1【地震時の職員配備基準】

体制	基準	配備基準	活動内容
情報連絡体制	(1) 町周辺で震度4以上の地震が発生したとき (2) 町周辺に津波注意報が発表されたとき	(1) 総務企画課職員(防災担当者) (2) その他必要と認める職員	小規模地震や津波警戒を行うため、関係機関等との情報連絡に努める
災害警戒本部体制	(1) 町周辺で震度4以上の地震が発生したとき (2) 町周辺に津波警報が発表されたとき	(1) 総務企画課長 (2) 総務企画課職員 (3) その他必要と認める職員	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中て災害情報の収集、応急対策など防災対策の確立を図る
災害対策本部	第1配備 地震、津波により比較的軽微な災害若しくは、局地的な災害が発生し又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認められるとき	特に関係のある少人数で、情報収集及び連絡活動が円滑に行われる体制を整える。第2配備又は第3配備に移行できる体制とする	災害対策本部を設置し、災害の規模、程度に応じて町の組織を挙げて、各種災害応急対策を実施する

第2配備	<p>(1) 与論町周辺で震度6弱以上の地震が発生したとき</p> <p>(2) 与論町周辺で震度5強以下の地震若しくは、津波が発生し、相当な被害が発生し又は発生するおそれがある場合で本部長が必要と認めるとき</p>	<p>職員の必要人数を待機させ、情報収集連絡活動及び応急措置を実施し状況により第3配備に直ちに切り替え得る体制とする</p>	
第3配備	<p>(1) 町周辺で震度6強以上の地震が発生したとき</p> <p>(2) 町周辺で震度6弱以下の地震若しくは、津波が発生し、甚大な被害が発生し又は発生するおそれがある場合で本部長が必要と認めるとき</p>	<p>全職員が待機し、防災業務に従事する</p>	

6 職員の緊急動員

(1) 勤務時間中における動員

与論町災害対策本部が設置されたときは、本部職員は直ちに第3章第1節「組織動員計画」の定めるところにより非常配備につく。

(2) 勤務時間外における緊急動員

ア 総務対策部は、防災行政無線、電話等を通じて関係職員の非常参集を行う。

イ 関係職員は、与論町内に大地震により災害が発生したことを知ったときは、直ちに登庁し、配備体制につくものとする。

7 応援協力体制

大地震による災害が発生したときは、直ちに次の措置を講じ、応援協力体制を確立し、災害対策に万全を期するものとする。

(1) 関係機関との連絡体制

町は、県に災害対策本部が設置されたときは、常に緊密な連絡をとり十分調整を図り、これら関係機関と相互に協力し災害対策に万全を期する。

(2) 自衛隊の災害派遣

大地震が発生した場合、被害が拡大し、町や各関係機関単独では対処することが困難な事態が予想されるため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。具体的には、第3章18節「自衛隊の災害派遣要請計画」に準ずる。

8 地震・津波災害の発生時の初動期の応急対策

地震・津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助、救急、緊急医療等の人員の確保や火災、土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

(1) 地震、津波情報の収集・伝達

地震発生直後の初動期における応急対策を進める上で、津波予報、地震情報・津波予報が基本的な情報である。このため、町及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達システムにより迅速・確実に受信し、その内容を把握して関係機関等に伝達する。

(2) 気象庁による津波予報、地震及び津波に関する情報の発表

ア 緊急地震速報

震源に近い観測点で捉えた地震波を解析し、その地震により震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4以上が推定される地域に強い揺れが到達する前にその旨を知らせる。

イ 震度速報

震度3以上の地震が観測された地域名とその地域で観測された最大震度及び揺れを観測した時刻をテレビ、ラジオ等で速報される。

ウ 地震情報

(ア) 震源に関する情報

震度速報（震度3以上）を発表した地震に対して、津波の発生がないと判定した時点でその旨を通知する情報で、地震観測時刻、震央地名、震源の位置（緯度、経度、深さ）、地震の規模（マグニチュード）及び「津波の心配なし」が発表される。

(イ) 地震・震度に関する情報

地震観測時刻、震央地名、震源の位置（緯度、経度、深さ）及び地震の規模（マグニチュード）、震度3以上が観測された地域名と最大震度、強い揺れを観測した市町村名が発表される。津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説も、この情報の中で発表される。

(ウ) 各地の震源に関する情報

震源要素（地震の発生場所やその規模）並びに震度1以上を観測した全ての震度観測点名とその震度が発表される。

エ 津波に関する情報

(ア) 津波による被害のおそれがない程度の津波が予想されるとき津波の程度、対象となる津波予報区及び津波の継続時間を内容とし、津波に関するその他の情報と併せて発表する。津波は海面変動という表現を用いる。

(イ) 津波が予想されないとき

津波が予想されない旨を内容とし、震源に関する情報、震源・震度に関する情報及び各地の震度に関する情報と併せて全ての予報区を対象とする情報及び各地の震度に関する情報と併せて全ての予報区を対象として発表する。このとき、予報区の名称は省略する。

※ 気象台の発表は、第2章第1節2(2)アによる。

9 地震・津波に対する自衛措置伝達

(1) 津波への警戒、避難の勧告・指示

近海で地震が発生した場合は、津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。このため、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、以下のように対応する。

ア 住民等の対応

津波危険予想地域の住民等は、自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに、可能な限りテレビ、ラジオ等からの情報を聴取する。

イ 与論町の対応

与論町は、防災行政無線、広報車等で周知・広報し、関係機関の協力を得て、海岸付近の住民や海浜にいる者等に直ちに海浜から避難勧告・指示する。

(2) 津波の監視警戒

地震を感じた場合には、与論町は津波予報等を的確に把握するとともに、海岸地域沿岸をパトロールし、潮位、波高を監視警戒するものとする。

特に震度4以上と思われる地震を感じたときは、気象官署からの津波予報が届くまでの間、海面状態を監視警戒する等の自衛措置を講ずる。この場合の海面監視は、監視者の安全に配慮し、実施するものとする。

10 災害情報・被害情報の収集・伝達

町災害対策本部は、地震発生直後から被災状況を的確に把握するため、町内の災害情報及び被害情報を収集し、併せて関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに、速やかに県危機管理防災局災害対策課、大島支庁総務企画課に報告する。

このため、特に町民の生命に係わる情報の収集に重点を置き、被災地区等からの情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

11 広 報

地震災害に際して、津波、火災、二次災害等様々な災害に対する町民の防災活動を喚起し、誘導できるよう必要情報を町民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、町及び関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、地震時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

12 消防活動

地震災害時は、火災が予想されるため、町・消防機関を中心に住民、自主防災組織、各事業所等の協力を得ながら消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は現有の消防力の総力を上げ、災害状況によっては隣接町からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進する。

13 危険物の保安対策

地震災害時は、市街地を中心に危険物災害が予想されるため、町・消防本部を中心に住民、自主防災組織、各事業所等の協力を得ながら危険物の保安対策を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力の総力を上げ、災害状況によっては隣接町からの応援を得て、効果的に連携し、危険物の保安対策を推進する。

1 4 水防・土砂災害の防止対策

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、町は必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒防御活動を強化し水防・土砂災害防止対策を実施する。

1 5 危険箇所周辺の警戒監視・通報

町は、地震時に急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における傾斜崩壊や地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

1 6 地震時の斜面崩壊等による被害の拡大防止

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや地すべり等が懸念される場合は、応急的な崩壊措置を講ずる。

(2) 警戒避難体制の確立

町は、土砂災害の危険が解消されない場合、当該区域を設定し、関係住民の出入りを制限するなど、必要に応じ住民に適切な避難措置を実施できるようにする。

1 7 避難の勧告・指示、誘導

地震、津波の発生に際して危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを勧告し、又は指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に町長は避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

1 8 救急・救助

震災時には、建物の崩壊や火災、地震、津波水害等による多数の要救助者、重症者等が予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ確な救急、救助活動を実施する。

1 9 交通路確保、規制

震災時には、道路等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し、緊急輸送等の支障が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通路を確保する。

2 0 緊急輸送

災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送等を迅速かつ確実に行う必要がある。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保して、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

2 1 緊急医療

災害時は、多数の負傷者が発生し、又、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中、救命処置、後方搬送等の医療活動等が必要となる。

このため、救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

2.2 災害時要配慮者への緊急支援

震災時における災害時要配慮者は、迅速かつ的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから地域ぐるみの支援が必要である。

このため、災害時要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

第4章 災害復旧計画

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、町民の生活安定と福祉の公共を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を定める。

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、本町がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生を防止するための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、早期復旧に努めるものとする。

2 災害復旧事業等の実施要領

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、関係課局への緊急査定又は本査定を速やかに実施されるよう県に通じて要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導者と十分協議を行い、その指示に基づき周到な計画を立て、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 災害復旧に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないよう、あらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲との関連を十分考慮に入れて、極力改造復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の推進を図る。
- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危険性等が危ぐされるものについては、その重要性により各課局所管の町単独事業で実施する。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の不足等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- (8) 災害の増破防止、交通の安全確保のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大災害発生を想定し、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

3 事業計画の種別

前記1の災害復旧事業等の計画策定を基礎にして、次に掲げる事業計画について被害発生の都度検討するものとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - ウ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - エ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画

- オ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- カ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- キ 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
- ク 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 住宅福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定

1 激甚災害に関する調査

町長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

2 特別財政援助額の交付手続等

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県に提出しなければならない。

第3節 被災者の災害復旧・復興支援

被災した町民が、生活の安定を早期に回復できるよう生活相談、弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置などの対策について定める。

1 被災者の生活確保

(1) 町民生活相談

被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受付、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。

(2) 災害廃棄物等の処理(がれき等処理)

災害廃棄物等の処理及び仮置き場等は、第3章第17節障害物及び廃棄物の処理計画に準ずる。

(3) リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努めるものとする。

(4) 環境汚染の未然防止等

がれき処理に当たっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。

(5) 計画的ながれき処理の実施

町は、復旧・復興を効果的に行うため、がれき処理に当たっては、処理計画を定め実施するものとする。

2 借地借家制度の特例の適用に関する事項

(1) 罹災都市借地借家臨時処理法の適用手続

ア 町長は、罹災都市借地借家臨時処理法第 25 条の 2 の災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合は、国土交通大臣に対し、所要の申請を行うものとする。

イ 町長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請者に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて 2 部提出する。

(ア) 町の面積

(イ) 罹災土地の面積

(ウ) 町の建物戸数

(エ) 滅失戸数

(オ) その他(罹災土地における借地の比率及び滅失建物における借家の比率など)

(2) 適用基準

罹災都市借地借家臨時処理法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく、借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

3 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害による被災者の居住の安定を確保し、生活再建支援等の充実を図るため支援金が支給される。

区 分	支 給 の 内 容 等
実施主体	県(被災者生活再建支援法人に支給事務を委託)
対象災害	(1) 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (2) 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (3) 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害 (4) 5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(1)～(3)の区域に隣接する市町村(人口 10 万人未満)の区域に係る自然災害
対象世帯	(1) 居住する住宅が全壊した世帯 (2) 居住する住宅が大規模半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間している世帯 (4) 住宅が半壊し、補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

支給額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額3/4の額) (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)				
	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
		対象世帯の(1)	対象世帯の(1)	対象世帯の(1)	対象世帯の(1)
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
	(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)				
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)		
支給額	200万円	100万円	50万円		
※ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円					
申請先	県(市町村経由)				

4 被災者生活支援金の支給

被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において、床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対して、生活再建を支援するため、被災者生活支援金が支給される。

対象市町村	(1) 被災者生活再建支援法が適用された市町村 (2) 上記と同一の災害で災害を受けた市町村
対象世帯等	(1) 全壊、半壊若しくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯で、被害者生活再建支援法にいう年収800万円以下の世帯 (2) 商工業を行う拠点である店舗、事務所、工場などが全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた小規模事業者であって、前年の所得金額が600万円以下の者 (3) (1)、(2)に係わらず、被災者生活再建支援法に基づく支援金(支給限度額300万円)の支給対象となる世帯は除く
支給限度額	1世帯(1事業者)当たり20万円

5 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって死亡(行方不明を含む。以下この項において同じ。)した者の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

区分	支給の内容
実施主体	町(与論町災害弔慰金の支給等に関する条例)
対象災害	町の区域内で生じた住居の被害が厚生労働大臣が定める程度以上の災害その他これに準じる程度の災害として厚生労働大臣が定めるもの
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する
弔慰金の額	死亡当時遺族の生計を主として維持していた場合・・・500万円

	その他の場合 250 万円
--	-------------------------

(2) 災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって負傷し又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容
実施主体	町（与論町災害弔慰金の支給等に関する条例）
対象災害	町の区域内で生じた住居の被害が厚生労働大臣が定める程度以上の災害その他これに準じる程度の災害として厚生労働大臣が定めるもの
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する
障害見舞金の額	当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合 250 万円 その他の場合 125 万円

6 県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づき、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して、県単制度の災害弔慰金を支給される。

区 分	支 給 の 内 容
対象災害	町の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上ある災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が特に指定した災害（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給対象となる災害を除く）
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する
弔慰金の額	死亡者1人当たり100万円とする

7 県単住家災害見舞金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づき、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流出又は埋没した世帯主に対して、住家災害見舞金を支給される。

区 分	支 給 の 内 容
対象災害	(1) 災害救助法による救助が行われた災害 (2) 町の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上ある災害 ((1) 災害に該当するものを除く) (3) (1)、(2)に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 (4) その他知事が特に指定した災害
支給対象	現に居住している住家が対象災害により全壊、流出又は埋没した世帯主に対して支給
見舞金の額	1世帯当たり10万円

8 税の減免措置

町長は、地方税法及び与論町税条例により被災者の町税の徴収猶予及び減免を行う。

9 職業のあっせん等

(1) 職業あっせんの対象被災者

公共職業安定所が、職業あっせんの対象とする被災者は、災害のため転職又は、一時的に就職を希望する者とする。

(2) 職業相談

公共職業安定所は、原則として被災者が公共職業安定所に来所し、求職の申込みをした者に対し、職業相談を行うものとする。ただし、被災者が公共職業安定所から遠隔の地に居住する等その他の事由により公共職業安定所に来所できない被災者については、町長は被災者の求職申込みを公共職業安定所に取り次ぐものとする。公共職業安定所は、町長の求職取次ぎに基づき、事情により被災地に出向き職業相談を実施するものとする。

10 罹災証明書の交付

町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

第4節 被災者への融資措置

1 生活福祉資金

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更生のために必要な資金の融資を行うものである。

区 分	融資の内容等
貸付対象	災害により被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる (1) 資金の貸付けと併せて必要な援助及び指導を受けることにより 独立自活できると認められる世帯であること (2) 独立自覚に必要な資金の融資を他から借り受けることが困難であると認められる低所得世帯であること
融資の手続き及び方法	借入申込人は、その居住地区を担当する民生委員を通じ借入申込書に連帯保証人1名以上の承認を受け、町社会福祉協議会へ提出する町社会福祉協議会は、意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し、県社会福祉協議会で貸付けを決定の上、町社会福祉協議会々長あて通知するとともに、貸付金を借入申込人に送金する。
貸付額	150万円以内
償還期間	据置期間(1年以内無利子) 経過後7年以内に償還を完了するものとする
利 率	年3%

2 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

区 分	貸 付 の 内 容
実施主体	町（与論町災害弔慰金の支給等に関する条例）
対象災害	町内において災害救助法が適用された場合の災害
貸付金原資 の負担割合	国 2 / 3 県 1 / 3
貸付申込 受付期間	被災者の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日まで
貸 付 対象世帯	<p>(1) 同一の世帯に属するものが 1 人の場合は、その所得の合計額が、220 万円以下の世帯</p> <p>(2) 同一の世帯に属するものが 2 人の場合は、その所得の合計額が、430 万円以下の世帯</p> <p>(3) 同一の世帯に属するものが 3 人の場合は、その所得の合計額が、620 万円以下の世帯</p> <p>(4) 同一の世帯に属するものが 4 人の場合は、その所得の合計額が 730 万円以下の世帯</p> <p>(5) 同一の世帯に属するものが 5 人以上の場合は、その所得の合計額が、730 万円に世帯人員が 1 人増すごとに 30 万円を加算した額以下の世帯</p> <p>(6) 住居が滅失又は流出した場合は、その所得の合計額が 1、270 万円以下の世帯</p>

《別表 貸付対象等》

貸付区分		貸付 限度額	利率	償還 期限	償還 期限	償還 方法	担保
1 世帯 主が負傷 した場合 (療養期 間が1ヶ 月以上か かる場 合。)	(ア) 家財・住居共に損害がない場合	150 万円	3.0 % 据 置 期 間 中 は 無 利 子	10 年 以 内 据 置 期 間 を 含 む	3 年	半 年 賦 又 は 年 賦 原 則 と し て 元 利 均 等 償 還	保 証 人
	(イ) 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	250 万円					
	(ウ) 住居が半壊した場合	270 万円					
	(特別の事情がある場合)	(350 万円)					
	(エ) 住居が全壊した場合	350 万円					
2 世帯 主が負傷 しなかつ た場合 (療養期 間が1ヶ 月かから ない場合 を含 む。)	(ア) 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	150 万円					
	(イ) 住居が半壊した場合	170 万円					
	(特別の事情がある場合)	(250 万円)					
	(ウ) 住居が全壊した場合	250 万円					
	(エを除く、特別な事情がある)	(350 万円)					
	(エ) 住居全体が滅失し、または流失した場合	350 万円					